# 目黒区地球温暖化対策推進
# 第三次実行計画

# めぐろ エコ・プランⅢ

～低炭素社会実現に向けた目黒区率先実行計画～

地方公共団体実行計画（事務事業編）

2019（平成31）年３月
目黒区

（年度は、計画改定時現在の元号により表示しています。）

＜目次＞


第１章　第三次実行計画の策定について……1
　１－１　計画の背景……1
　１－２　国等の動向……3
第２章　第一次実行計画及び第二次実行計画の削減の実績について……4
　２－１　計画の概要……4
　２－２　温室効果ガス等の削減状況……5
　２－３　省資源の状況……7
第３章　第三次実行計画の概要……9
　３－１　取組事項……9
　３－２　進行管理……9
　３－３　位置づけ……10
　３－４　計画期間……10
　３－５　計画対象範囲……11
　３－６　推進組織……12
　３－７　評価委員会……12
第４章　第三次実行計画の取組内容……13
　４－１　目標……13
　４－２　管理対象……18
　４－３　環境研修等……18
　４－４　取組内容……19
　４－５　取組項目……20
　４－６　取組項目の個別指標（一例）……22
　４－７　公表……25

　資料１　区有施設における温室効果ガス排出量等の推移
　　（第一次実行計画及び第二次実行計画）……26
　　（１）温室効果ガス排出量の推移……26
　　（２）エネルギー使用量（原油換算）の推移……28
　　（３）用紙の購入量（使用量）等の推移……29
　　（４）ごみの排出量の推移……29
　　（５）グリーン購入の推進の推移……30
　　（６）緑化の量（緑化面積）の推移……30
　　（７）省エネルギー機器等の導入の推移……30
　　（８）低燃費車の導入の推移……31
　資料２　2018（平成 30）年度基準時管理対象区有施設……32
　資料３　「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋、環境方針……38
　資料４　用語解説……40


※ 本文・図表・資料１において❖を付した用語は、資料４に解説を掲載しています。

# 第１章　第三次実行計画の策定について

## １－１　計画の背景

地球温暖化❖問題は、気温上昇、大雨や干ばつの発生頻度の変化、海水面の上昇などの気候の変化を引き起こし、自然環境から人間社会にまで幅広く影響を及ぼすといわれており、近年、国内でも平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されていることなどから、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

国の「地球温暖化対策計画」❖（2016（平成 28）年５月閣議決定）（以下、「国の計画」という。）では、目標として 2030（平成 42）年度までに 2013（平成 25）年度比で温室効果ガス❖26％減（そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」は約 40％減）が掲げられ、また、特別区などでは、国の計画に即して「地方公共団体実行計画（事務事業編）」❖を策定し、PDCA 体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めることとされています。

区では、2017（平成 29）年３月に改定した「目黒区環境基本計画」において、基本方針１として「省エネのまちづくり　地球温暖化対策を推進する」ことを掲げ、継続的に、低炭素化に向けた様々な取組を推進することとしています。

区は、暮らしに最も身近な基礎自治体であり、また、区内における大規模事業所のひとつであることから、率先垂範し、低炭素社会・循環型社会の牽引役を目指さなければならず、これまでも、第二次実行計画により、省エネルギー機器の導入及び節電等に取り組んできました。しかしながら、夏季の気温は平年より高く冬季は下回るなど、近年の厳しい気象状況の影響などにより、電気・ガス使用量は増加傾向にあることから、温室効果ガス排出量・エネルギー使用量ともに、区の削減目標を達成することは極めて厳しい状況に陥っています。

こうした背景等を受け、区における温室効果ガス排出量の削減については、今後も、より実効的・継続的な方策が求められていることから、この度、これまでの達成状況等を踏まえ、第三次実行計画（2019（平成 31）年度～2030（平成 42）年度）を策定しました。

【これまでの区の取組】

・1997（平成９）年　６月　　「目黒区環境保全行動指針」策定
　地域の良好な環境を保全・創造するとともに、地球環境問題に対応するため、区民、事業者、区のそれぞれが役割分担し主体的に行動していくための指針

・1998（平成 10）年 ５月　　「エコ・アクションプログラムめぐろ」策定
　区が、事業者、消費者としての立場から率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、区民や事業者による環境保全のために自主的な行動を促進するための計画

・2000（平成 12）年 ９月　　「目黒区環境基本方針」策定
　総合的・計画的な環境行政推進のための基本方針

　　10 月　　「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」策定

12月　「目黒区環境基本条例」制定
環境と共生することのできる地域社会実現のため、区、区民、事業者の責務及び協働について規定

・2001（平成13）年 3月　「新エコ・アクションプログラムめぐろ」
地球温暖化対策推進法に基づく行動計画

8月　「ISO14001」認証取得
国際規格に基づく環境マネジメントシステム❖

・2002（平成14）年 7月　「目黒区環境基本計画」策定
環境基本条例に基づく区の環境に関する長期的目標とその実現に向けた施策の基本方針等を定めた計画

・2006（平成18）年 3月　「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」策定
「新エコ・アクションプログラムめぐろ」（5年計画）を改定

・2007（平成19）年 7月　「目黒区環境基本計画」改定

・2008（平成20）年 3月　「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」策定
地球温暖化対策の推進に関する法律❖（以下、「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出抑制のための地域推進計画

・2009（平成21）年 4月　「ISO14001」「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」を発展的に解消し、「目黒区地球温暖化対策推進実行計画（めぐろエコ・プラン）」（第一次実行計画）を策定
計画期間：2009（平成21）年4月から2014（平成26）年3月までの5年計画
温対法に基づく区の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する実行計画

・2012（平成24）年 3月　「目黒区環境基本計画」改定

・2014（平成26）年 3月　「目黒区地球温暖化対策推進実行計画（めぐろエコ・プラン）」（第一次実行計画）を改定し、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画（めぐろエコ・プランⅡ）」（第二次実行計画）を策定
計画期間：2014（平成26）年4月から2019（平成31）年3月までの5年計画

３月　　「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」（第一次計画）を改定し、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」（第二次計画）を策定
計画期間：2014（平成 26）年４月から 2021（平成 33）年３月までの７年計画

・2017（平成 29）年 ３月　　「目黒区環境基本計画」改定

## 1－2　国等の動向

（1）世界の動向

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された地球温暖化対策等を協議する会議である気候変動枠組条約❖第 21 回締約国会議❖（COP21）で、京都議定書以来 18 年ぶりとなる新たな枠組み「パリ協定」❖が採択されました。発展途上国を含むすべての参加国が協調して温室効果ガスの削減に取り組む初めての枠組みとなり、世界の温暖化対策は歴史的な転換点を迎えています。

「パリ協定」では、世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制等に向けた努力の継続に言及し、この目標を達成するよう、世界全体の温室効果ガスの排出量のピークをできる限り早くするものとし、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源になる除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学にしたがって早期の削減を目指すとされています。さらに、主要排出国を含むすべての国に、貢献（削減目標）を 5 年ごとに提出・更新すること、また、協定の目的に留意し、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出するよう努めるべきこと等が規定されています。

2016（平成 28）年 11 月４日に「パリ協定」が発効し、日本では 2016（平成 28）年 11 月８日に国会での承認を経て、「パリ協定」の受諾書を提出し、批准手続きが完了しました。

（2）国の動向

「パリ協定」や国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」❖を踏まえ、温対法第 8 条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の計画が 2016（平成 28）年５月に閣議決定され、2030（平成 42）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減することが目標とされました。そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」については、2013（平成 25）年度比で約 40%削減するという高い目標が掲げられています。大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難であるため、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追究するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的・戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととされています。

（3）都の動向

2016（平成 28）年３月、「スマートエネルギー都庁行動計画」を策定し、多くのエネルギーを消費する一事業者として、温室効果ガスやエネルギー使用量を削減する取組を一層強化するため、2019（平成 31）年度の温室効果ガス排出量を 2000（平成 12）年度比で 25%削減する目標が掲げられています。

## 第２章　第一次実行計画及び第二次実行計画の削減の実績について

### 2－1　計画の概要

（1）第一次実行計画の概要

2009（平成 21）年４月に「環境方針」を改定し、この方針に基づき「目黒区地球温暖化対策推進実行計画（めぐろエコ・プラン）」（第一次実行計画）を策定しました。

（2）第二次実行計画の概要

「環境方針」に定める基本理念や基本方針に沿って「目黒区地球温暖化対策推進実行計画（めぐろエコ・プラン）」（第一次実行計画）を改定し、2014（平成 26）年３月に「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画（めぐろエコ・プランⅡ）」（第二次実行計画）を策定しました。

【主な取組内容】

（1）目標

第一次実行計画：温室効果ガス排出量を、2005（平成 17）年度を基準として、目標年度の 2013（平成 25）年度において 6%以上削減します。

第二次実行計画：温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を、2012（平成 24）年度を基準として、計画最終年度の 2018（平成 30）年度において 5%以上削減します。

（2）計画の位置づけ

「温対法」第 21 条第 1 項に規定されている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、低炭素社会実現に向けた区の率先行動計画です。

（3）計画期間

第一次実行計画：2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度まで

第二次実行計画：2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度まで

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直します。

（4）計画対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めた区有施設のすべてを対象（指定管理者等外部への委託施設を含む。）とします。

ただし、区営住宅など個別の使用者が光熱水費を負担している施設は除きます。

## 2−2　温室効果ガス等の削減状況

第一次実行計画では、温室効果ガスの削減目標として、2005（平成 17）年度比で 6%以上を設定し、目標年度である 2013（平成 25）年度において、対基準年度比で 9.7%減となり、6%以上の削減目標を達成することができました。

しかし、第二次実行計画では、第一次実行計画に引き続き省エネルギー機器の導入及び節電等に取り組んできましたが、気候変動等の影響により電気・ガスの使用量が増えたことや、東日本大震災の影響で電気事業者の電力供給における火力発電の占める割合が高まったことを要因として、各電気事業者の排出係数❖が高くなっていることなどから、計画最終年度である 2018（平成 30）年度の数値は現段階で未確定ですが、温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量原単位・エネルギー（原油換算❖）使用量原単位ともに目標を達成することが極めて厳しい状況です。

【第一次実行計画：温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量】

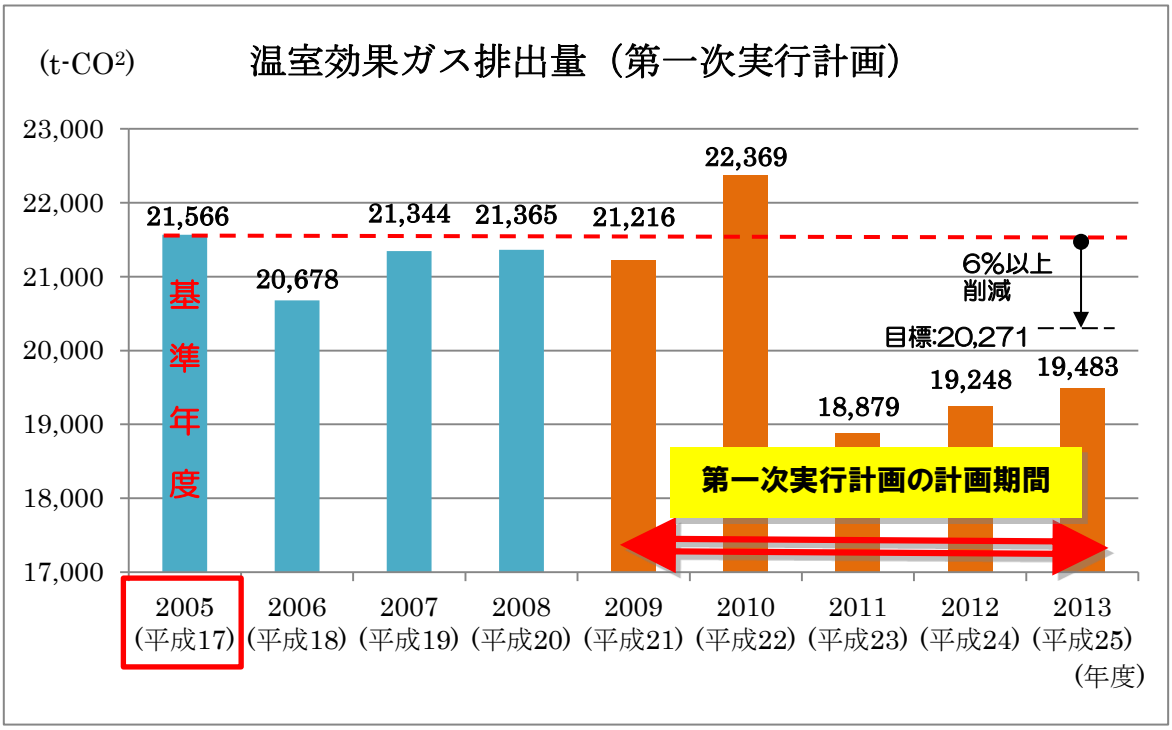

【第二次実行計画：温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量原単位】

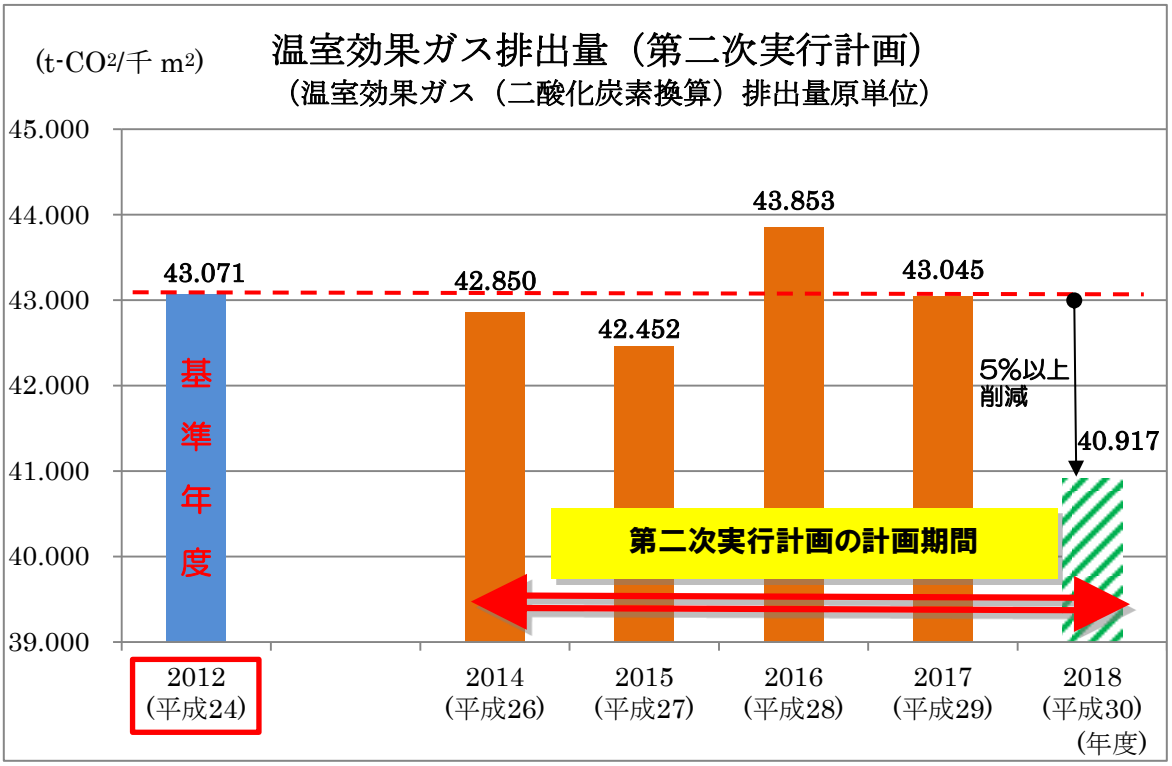


＊2018（平成 30）年度の数値は目標値です。

【第二次実行計画：エネルギー（原油換算）使用量原単位】

※第一次実行計画においては、エネルギー使用量を削減目標としていません。

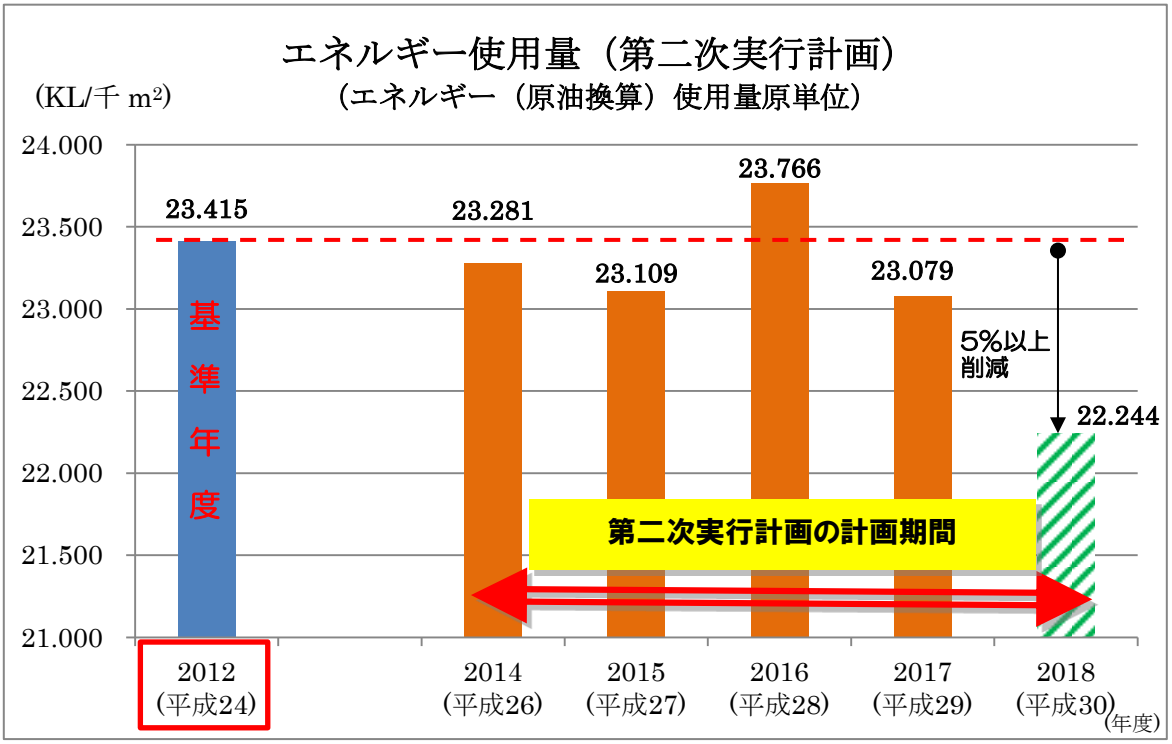


＊2018（平成 30）年度の数値は目標値です。

## 2－3　省資源の状況　　※各項目の詳細は別添参照

（1）用紙の購入量（使用量）等

用紙の購入量（使用量）は、前年度の購入量以下に削減することが目標です。年度によって多少の増減はありますが、外注印刷物は減少しているものの、用紙の購入量（使用量）は増加しています。

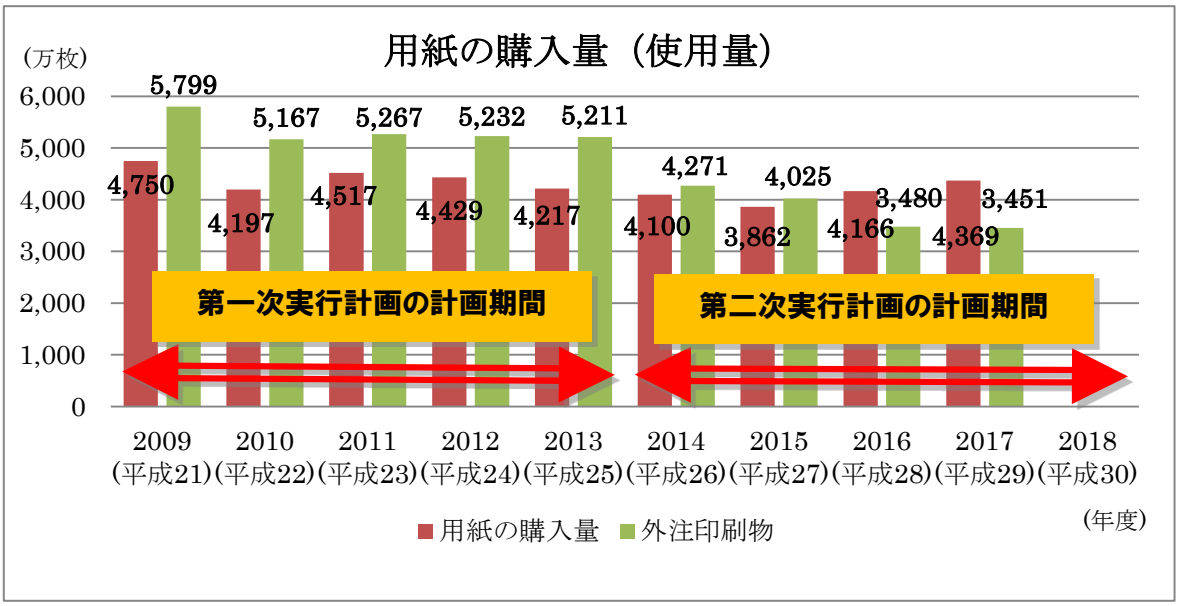


＊用紙は A4 サイズに換算しています。

（2）ごみの排出量

ごみの排出量は、前年度の排出量以下に削減することが目標です。前年度の排出量以下に削減できている年度もありますが、増加している年度の方が多いのが現状です。

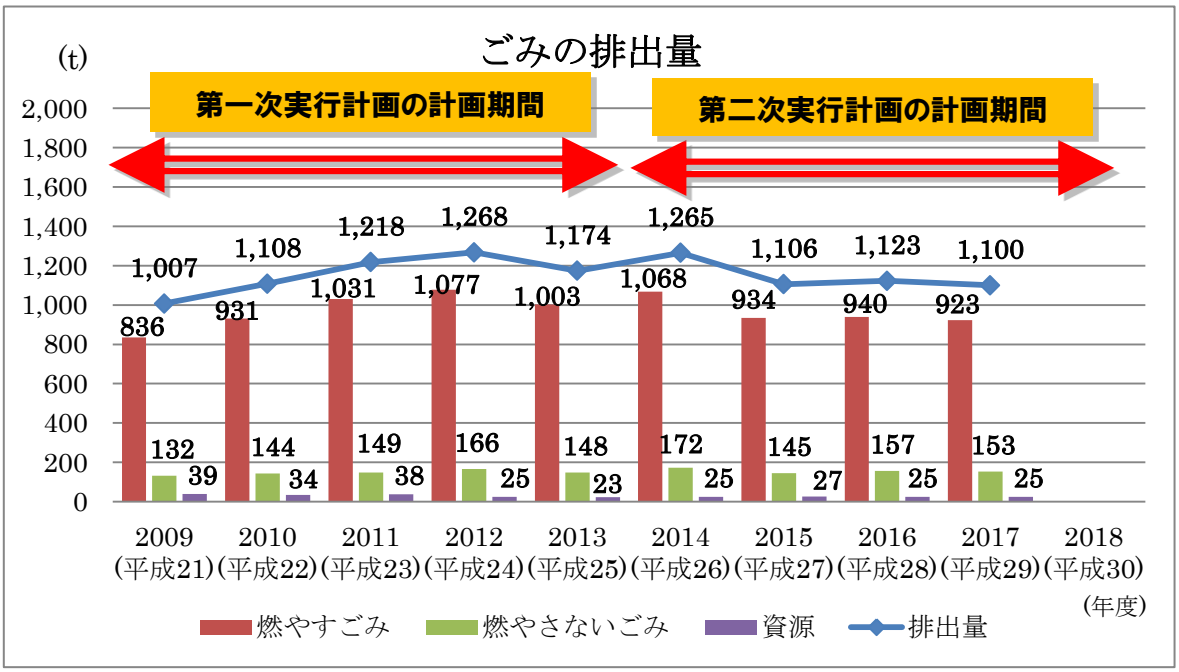

（3）グリーン購入❖の推進

事務用品等は、環境ラベルのついた環境にやさしい商品等の優先購入に取り組んでいます。2012（平成 24）年度で用品制度が廃止され、2013（平成 25）年度からは各所管課が実際に購入した「環境配慮製品」の品目数を集計していましたが、品目数の増加と環境負荷の軽減との関連性が明確でないことから、2015（平成 27）年度をもって集計は取り止めましたが、2016（平成 28）年度以降も引き続きグリーン購入を推進しています。

（4）緑化の量（緑化面積）

区有施設において、新築・改築等にかかる緑化の推進をしています。緑化を行う場所の面積によって緑化面積に大きな差がありますが、毎年、継続して緑化を進めています。

（5）省エネルギー機器等の導入

区有施設において、新築・改築時等に太陽光発電❖設備、全熱交換器、LED 照明などを導入して、省エネルギーに取り組んでいます。

（6）低燃費車の導入

庁用車の購入時に低燃費車を導入しています。毎年度、低燃費車の購入実績はありますが、2017（平成 29）年度は庁用車を 4 台購入しており、そのうち低燃費車の購入は 1 台と、低燃費車導入率は 25%にとどまっています。

## 第３章　第三次実行計画の概要

### 3－1　取組事項

全ての区有施設を対象として、次の取組を進めます。

（1）低炭素社会実現に向けた、主たる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減

（2）循環型社会実現に向けた、ごみの減量等環境負荷の低減

【対象となる温室効果ガス（温対法第２条第３項に掲載されているもの）】

| | ガス種別 | 地球温暖化係数＊1 | 主な排出源 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 二酸化炭素($CO_2$)＊2 | 1 | 石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼など | 対象 |
| 2 | メタン($CH_4$)＊2 | 25 | 自動車の走行など | |
| 3 | 一酸化二窒素($N_2O$)＊2 | 298 | 自動車の走行など | |
| 4 | ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの＊3 | 1,430 など | カーエアコンの使用・廃棄など | 対象外 |
| 5 | パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの＊3 | 7,390 など | 半導体の製造過程など | |
| 6 | 六ふっ化硫黄($SF_6$)＊3 | 22,800 | 区有施設の受変電設備の使用・点検など | |
| 7 | 三ふっ化窒素($NF_3$)＊3 | 17,200 | 半導体の製造過程など | |

＊1　地球温暖化係数❖とは、二酸化炭素を 1（基準）とし、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示した値のことです。例えば、一酸化二窒素は、1 単位あたり二酸化炭素の 298 倍の温室効果を持っていることを表します。

＊2　区の事業活動において、総排出量の99.9%以上を占める二酸化炭素を実行計画の主たる管理対象とし、自動車の走行などから算出したメタンや一酸化二窒素などは二酸化炭素に換算します。

＊3　5と7のガスは区有施設からの排出はなく、4と6のガスは活動実績の把握が困難なため対象外とします。

### 3－2　進行管理

この計画は、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを活用します。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）

また、区有施設見直しの取組や計画修繕も踏まえて、毎年度、進行管理を行います。

## 3－3　位置づけ

この計画は、「温対法」第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、低炭素社会実現に向けた区の率先行動計画です。

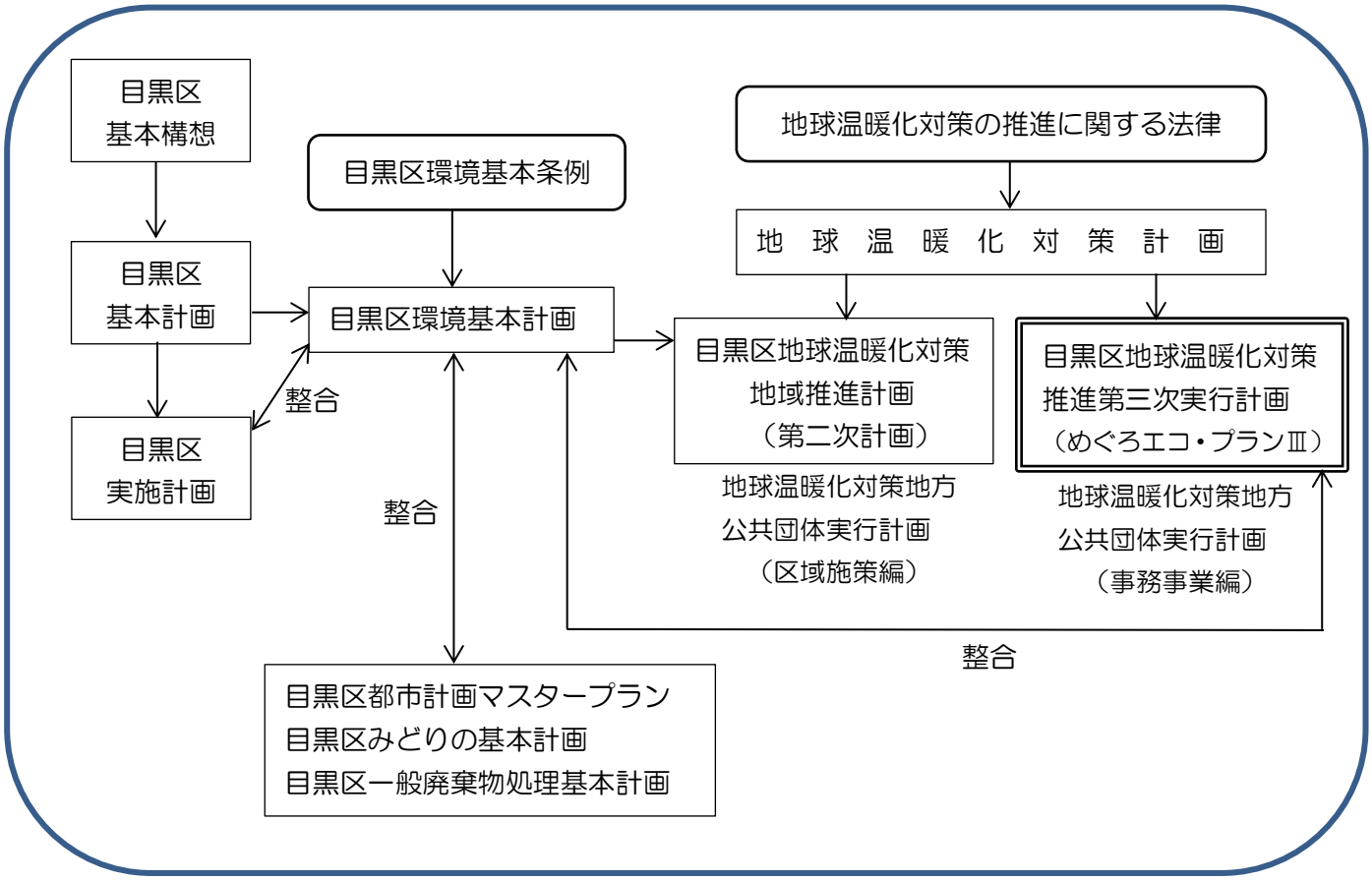


## 3－4　計画期間

2019（平成31）年度から2030（平成42）年度までの12年間とし、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として対象となる公共施設や、また、取り巻く科学技術の進展など、内外の関係する動向は変化していくことが見込まれるため、5年後の2023（平成35）年度に見直しを行うこととします。

また、基準年度は、国の計画に準じ、2013（平成25）年度とします。

計　画　期　間：2019（平成31）年度から2030（平成42）年度
基　準　年　度：2013（平成25）年度
見　　直　　し：2023（平成35）年度

## 3－5　計画対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めた区有施設のすべてを対象（指定管理者等外部への委託施設を含む。）とします。

ただし、区営住宅など個別の使用者が光熱水費を負担している施設は除きます。

**対象施設**

**大規模施設：建物延床面積 10,000 ㎡以上**

総合庁舎・区民センター・区民キャンパス・東山小学校

**小規模施設：建物延床面積 10,000 ㎡未満**

区立小*・中学校
図書館等

＊東山小学校を除く

駐輪場・公園等

地区サービス事務所・住区センター・保育園・児童館・特別養護老人ホーム・老人いこいの家・体育館等

**対象外施設**

区営住宅などの個別の使用者が光熱水費を負担する施設

## 3−6　推進組織

区の温室効果ガス削減対策を総合的かつ計画的に推進するため、2019（平成 31）年４月から目黒区地球温暖化対策推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置します。

また、推進本部の下部組織として、施設運用専門部会、エコオフィス活動専門部会、省エネルギー・再生可能エネルギー技術導入等専門部会の 3 つの専門部会を設置し、それぞれの事業特性に応じためぐろエコ・プランの取組を推進していきます。

さらに、2013（平成 25）年度から各職場等で、めぐろエコ・プラン環境推進員を選任し、めぐろエコ・プランの取組の向上を図っています。

第三次実行計画においては、国の地球温暖化対策の強化・拡充を図るといった動向を踏まえ、第二次実行計画よりも強化した推進組織により、取り組んでいきます。

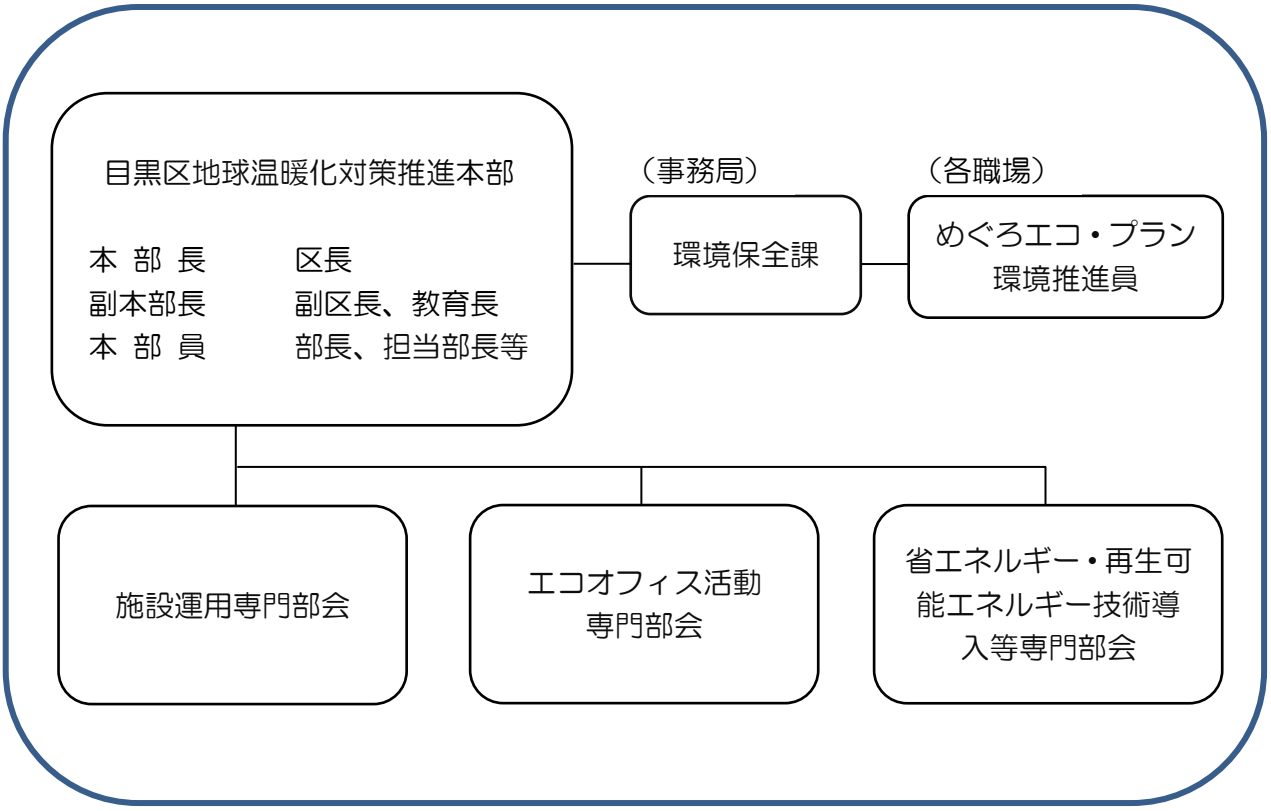


【各専門部会の部会長・副部会長構成】

| 名　　称 | 部　会　長 | 副　部　会　長 |
|---|---|---|
| 施設運用専門部会 | 総務課長 | 八雲中央図書館長 |
| エコオフィス活動専門部会 | 情報課長 | 地区サービス事務所長（幹事） |
| 省エネルギー・再生可能エネルギー技術導入等専門部会 | 都市計画課長 | 施設課長 |

## 3−7　評価委員会

区民と学識経験者からなる目黒区地球温暖化対策推進実行計画評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、計画の運用状況について評価を行います。

## 第４章　第三次実行計画の取組内容

### 4－1　目標

第三次実行計画では、温室効果ガスの総排出量で管理することとし、毎年度公表される電気事業者ごとの最新の基礎排出係数❖を用いて算出します。さらに、基準年度の固定の排出係数でも算出します。

また、温室効果ガスの排出量については、排出係数の影響が大きいことから、エネルギー使用量についても削減目標を設定し、削減に取り組んでいきます。

（1）区の事務事業に伴って排出される温室効果ガスとエネルギー使用量の削減数値目標

【温室効果ガス総排出量】

2013（平成 25）年度を基準とし、計画最終年度 2030（平成 42）年度において、0.37kg-$CO_2$/kWh または、それ以下の排出係数を有する電気を調達するものとして 40%削減を目安とします。

2013（平成 25）年度を基準とし、区が計画の見直しを行う 2023（平成 35）年度において、0.37kg-$CO_2$/kWh または、それ以下の排出係数を有する電気を調達するものとして 10%（毎年度 2%）削減を目安とします。

2024（平成 36）年度以降については、区の計画の見直しの際に検討します。

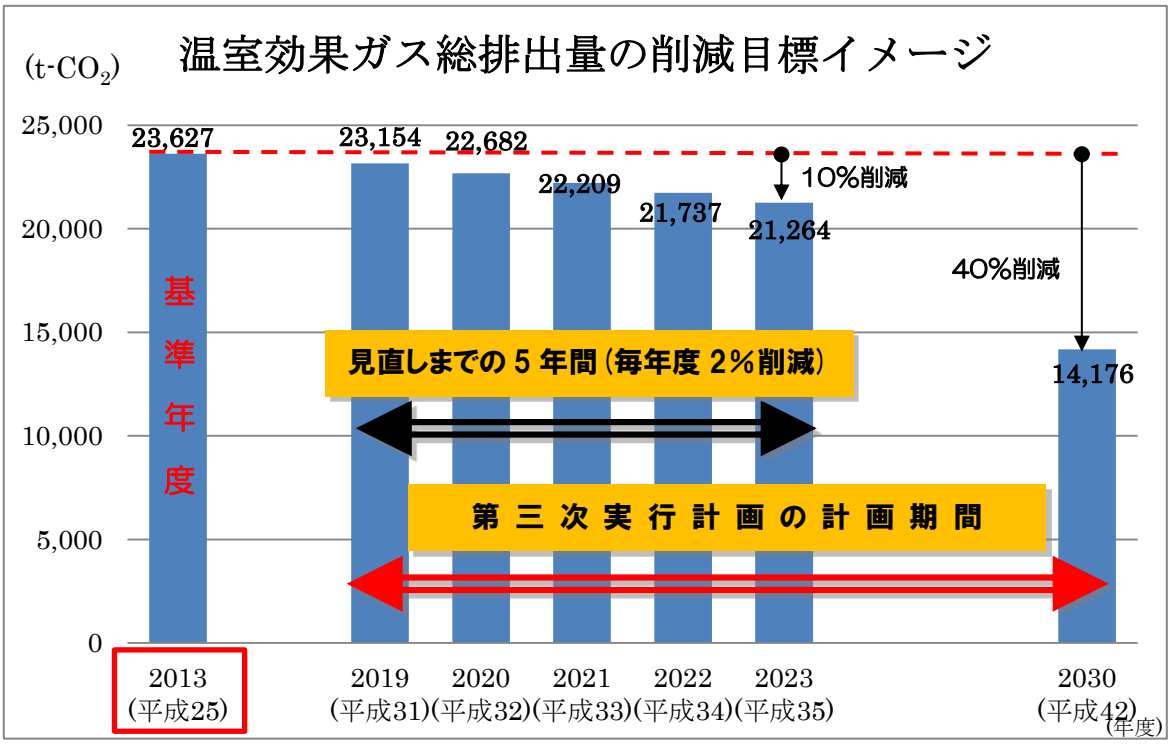

【エネルギー使用量】
2013（平成 25）年度を基準とし、区が計画の見直しを行う 2023（平成 35）年度において、10%（毎年度 2%）削減を目安とします。
2024（平成 36）年度以降については、区の計画の見直しの際に検討します。

なお、第二次実行計画から対象としていた、目黒清掃工場から供給を受けている温水については、2022（平成 34）年度まで建替工事が行われており、その期間の供給が「0」となるため、管理対象外とし、区の計画の見直しの際に検討します。

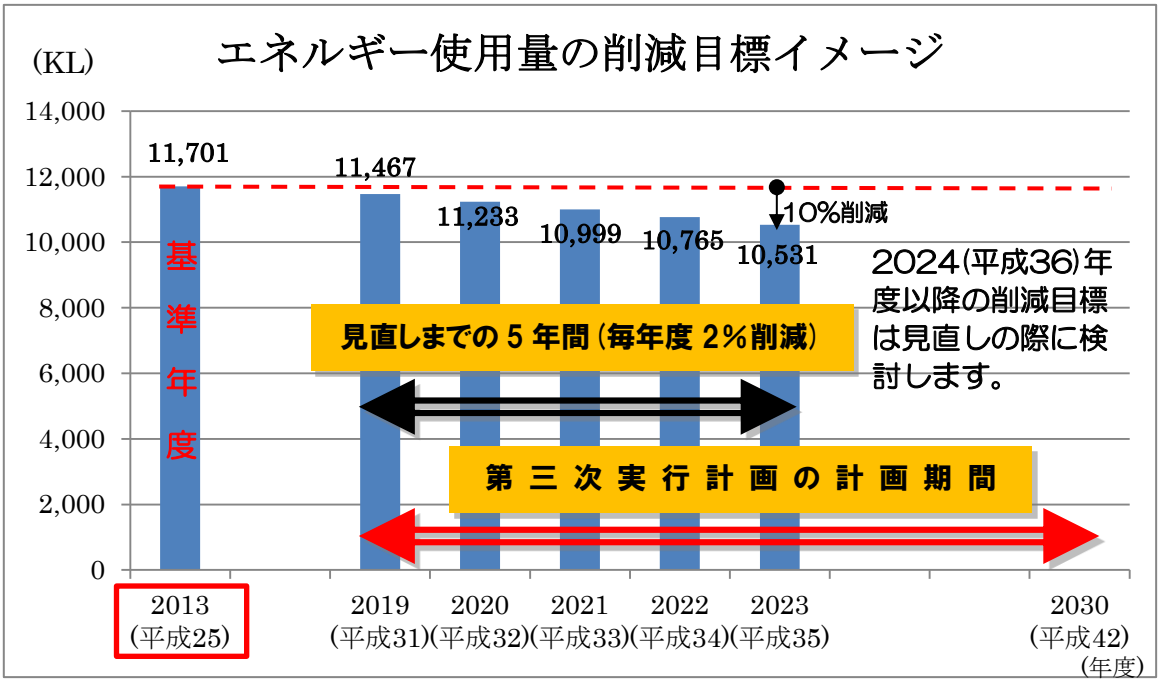


《目標設定の考え方》
ア　法令の規定
区の地球温暖化対策推進計画は、温対法第 21 条第 1 項に規定されている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、区市町村等に策定と公表が義務付けられている計画です。また、同項には「国の計画に即して区市町村等の計画を策定するものとする」と規定されています。

参考１：地球温暖化対策の推進に関する法律　（平成 10 年法律第 117 号）
第 21 条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

参考２：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.0（平成 29 年３月　環境省）（Viii ページ）

区市町村等の計画は、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが、地球温暖化対策推進法第21条第1項により義務付けられています。

イ　区の目標について

（ア）　区として即する国の目標

国の計画では、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、「2013（平成25）年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を、2030（平成42）年度までに40%削減することを目標とする。」と掲げられています。

参考３：国の計画（55 ページ）

第３章 目標達成のための対策・施策

第３節 公的機関における取組

〇国の率先的取組

政府実行計画は、政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。

参考４：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.0（平成 29 年３月　環境省）（Viii ページ）

地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」は、約40%削減が目標となっています。

参考５：国の計画（67 ページ）

第４章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

第１節 地球温暖化対策計画の進捗管理

１．進捗管理方法

少なくとも３年ごとに（中略）本計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとし、検討の結果に基づき、必要に応じて本計画を見直し、変更の閣議決定を行うこととする。

（イ）　区の目標

国における見直しを踏まえながら、2013（平成 25）年度を基準とし、計画最終年度 2030（平成 42）年度において、温室効果ガス総排出量を 40%削減することを目安とします。

2013（平成25）年度を基準とし、区が計画の見直しを行う2023（平成35）年度において、温室効果ガス総排出量を10%（毎年度2%）削減することを目安とします。

ウ　目標達成のための対策・施策

（ア） 温室効果ガス排出量は、次の式で算出します。

各エネルギー使用量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

このうち排出係数は、国から毎年度公表され、年度ごとに変動します。

そのため、例えば、今年度に区が努力してエネルギー使用量を前年度より削減しても、国から公表される排出係数の数値が前年度より大きくなると、算出される今年度の温室効果ガス排出量が、逆に、前年度より増加してしまうことがあります。

（イ） 国の計画では、2030（平成42）年度に、0.37kg-$CO_2$/kWh*4またはそれ以下の排出係数を有する電気を調達することとされていることから、区においても、2030（平成42）年度の排出係数を0.37kg-$CO_2$/kWhとします。

（※） 第二次実行計画においては、2017（平成29）年度の東京電力の排出係数は0.474kg-$CO_2$/kWhでした。

参考６：国の計画（39 ページ、40 ページ）

第３章 目標達成のための対策・施策

Ｅ．エネルギー転換部門の取組

(c) 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

○電力業界の低炭素化の取組

平成27年７月に、主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組み及び低炭素社会実行計画（国のエネルギーミックス及び$CO_2$削減目標とも整合する排出係数0.37kg-$CO_2$/kWh程度を目標としている。）が発表された。

国の2030年度の削減目標やエネルギーミックスと整合する2030年度に排出係数0.37kg-$CO_2$/kWhという目標を確実に達成していくために、これらの取組が継続的に実効を上げているか、毎年度、その進捗状況を評価する。

電気事業分野からの排出量や排出係数等の状況を評価し、0.37kg-$CO_2$/kWhの達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等について検討する。

参考７：国の計画（別表 1）

別表 1－9 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

省エネ見込量及び排出削減見込量の積算時に見込んだ前提

・2030年度の全電源平均の電力排出係数：0.37kg-$CO_2$/kWh（出典：長期エネルギー需給見通し（平成27年７月 資源エネルギー庁））

参考８：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.0（平成 29 年３月　環境省）（106 ページ）

4-3-2. 「温室効果ガス総排出量」の削減目標の設定の進め方

＜目標設定の手法例＞

（低炭素な電気の調達）地球温暖化対策計画等を踏まえ、2030年度に0.37kg-$CO_2$/kWh 又はそれ以下の排出係数を有する電気を調達するものとします。

＊4 数値出典：「長期エネルギー需給見通し」（2015（平成 27）年７月 資源エネルギー庁）

エ　温室効果ガス総排出量の試算について

（ア）　仮に、2017（平成29）年度までの温室効果ガス総排出量について、排出係数0.37kg-$CO_2$/kWhと仮定して算出し直すと、下記のとおり試算されます。

参考９：温室効果ガス総排出量の試算について

（１）第二次実行計画の実績　※2017（平成 29）年度の東京電力の排出係数：0.474

| | 2012 年度（平成 24）（基準年度） | 2014 年度（平成 26） | 2015 年度（平成 27） | 2016 年度（平成 28） | 2017 年度（平成 29） |
|---|---|---|---|---|---|
| $CO_2$ 総排出量（単位:t-$CO_2$） | 21,595 | 21,413 | 21,148 | 21,926 | 21,576 |
| 対基準年度比 | － | －0.8% | －2.1% | ＋1.5% | －0.1% |

（２）試算結果　※排出係数：0.37と仮定

| | 2013年度（平成２５）（基準年度） | 2014 年度（平成 26） | 2015 年度（平成 27） | 2016 年度（平成 28） | 2017 年度（平成 29） |
|---|---|---|---|---|---|
| $CO_2$ 総排出量（単位:t-$CO_2$） | 23,627 | 19,150 | 18,908 | 19,583 | 19,256 |
| 対基準年度比 | － | － | － | － | －１８.５% |

（イ）　参考9の結果から、2017（平成29）年度までの４年間で、約18.5%（毎年度約4.6%）の削減となることから、以下のとおり試算されます。

※ 中間目標：2023（平成35）年度までの５年間に10%削減を目安とする

毎年度約4.6% × ５年 ≒ 約23.0%削減 ＞ 中間目標（10%削減を目安とする）

※ 目標：2030（平成42）年度までに40%削減を目安とする

毎年度約4.6% × 12年 ≒ 約55.2%削減 ＞ 目標（40%削減を目安とする）

（ウ）　以上のように、これまでの区の取組結果である2017（平成29）年度までの削減実績や国の動向などを踏まえ、第三次実行計画の温室効果ガス総排出量の削減目標設定の考え方としました。

なお、今後、第三次実行計画においても毎年度のエネルギー使用量を集計し、これまで同様に、区の省エネに取り組む努力が数値で見えるように示していきます。

（2）区の事務事業に伴う用紙の購入量（使用量）とごみの排出量の削減目標

用紙の購入量（使用量）とごみの排出量については、前年度以下に減らすものとします。

なお、用紙の購入量（使用量）は用紙の購入量と外注印刷物の総量、ごみの排出量は燃やすごみ・燃やさないごみ・資源の総排出量で管理します。

## 4－2　管理対象

【温室効果ガス総排出量の算定対象項目（重点管理対象）】

〇電気、ガス、水道（下水道）の使用量

〇化石燃料の使用量

（ガソリン、LPG、軽油、灯油、重油、LPG（プロパンガス）の使用量）

【温室効果ガス総排出量の算定対象項目以外の管理対象】

〇用紙の購入量（使用量）

〇ごみの排出量

〇環境配慮製品購入の推進

〇緑化の量（緑化面積）や緑化部分の活用

〇省エネルギー機器等の導入量

〇低燃費車等の導入実績

## 4－3　環境研修等

（1）環境研修

職層を考慮した環境研修を計画的に実施し、職員の地球温暖化問題に対する理解を深めるとともに、さらなる省エネ・省資源活動の意識向上を推進します。

（管理職研修、係長研修、一般職員研修、委託業者・指定管理者研修等）

（2）情報提供

イントラネット（グループウェア）を活用し、めぐろエコ・プラン通信等により必要な情報提供を行います。

## 4−4　取組内容

(新)‥新規取組内容

区有施設の省エネ・省資源活動について、以下の項目の内容について取組を行います。

| | |
|---|---|
| 1　大規模施設における省エネルギー活動の推進<br>（総合庁舎・区民センター・区民キャンパス・東山小学校） | (1) 電気・ガスの使用量の管理<br>(2) 空調管理<br>(3) 設備投資へまわす仕組の検討(新)<br>(4) 省エネ診断❖の活用(新)<br>(5) 電力需給契約への環境配慮契約の導入の検討(新) |
| 2　小規模施設における事業特性を活かした省エネルギー活動の推進 | (1) 電気・ガスの使用量の管理<br>(2) 空調管理<br>(3) 設備投資へまわす仕組の検討(新)<br>(4) 省エネ診断の活用(新)<br>(5) 電力需給契約への環境配慮契約の導入の検討(新) |
| 3　日常業務でのエコオフィス活動の推進 | (1) 電気・ガスの使用量の削減<br>(2) 水の使用量の削減<br>(3) ガソリン等化石燃料の使用量の削減<br>(4) 用紙類の使用量の削減<br>(5) ごみの発生量の削減及びリサイクルの推進<br>(6) 環境への負荷の少ない商品の購入等<br>(7) 木製品等の購入等<br>(8) 省エネの平準化(新) |
| 4　省エネルギー機器の段階的導入 | 省エネルギー機器の購入 |
| 5　新築・改築・改修時における省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入等 | (1) 省エネルギー設備の導入<br>(2) 再生可能エネルギー❖設備の導入<br>(3) 木製品等の利用<br>(4) ZEB❖化の検討(新)<br>(5) 区有施設の見直しに関する内容やポイント等の記載(新) |
| 6　低燃費車の導入 | (1) 低燃費車の導入<br>(2) 低燃費車の優先利用 |
| 7　温室効果ガス吸収作用の保全･創出 | (1) 道路・公園の緑化推進<br>(2) みどりの保全・創出<br>(3) フロン類❖の排出抑制(新)<br>(4) カーボン・オフセット❖の検討(新) |

## 4－5　取組項目　　(新)‥新規取組項目

| |
|---|
| 1　大規模施設における省エネルギー活動の推進 |
| （1）電気・ガスの使用量の管理 |
| ①　電気・ガスの使用量を節減する。 |
| ②　LED 照明など省エネ型照明機器への推進を図る。(新) |
| （2）空調管理 |
| ①　冷暖房設備は、適正に使用する。<br>（夏は室温 28℃、冬は室温 20℃とする。） |
| ②　クールビズ、ウォームビズの励行 |
| （3）設備投資へまわす仕組の検討(新) |
| 省エネで削減した電気代等の一部を設備投資へまわす仕組の構築を検討する。 |
| （4）省エネ診断の活用(新) |
| 省エネ診断の結果を削減につなげるため、運用改善及び設備改修を推進する。 |
| （5）電力需給契約への環境配慮契約の導入の検討(新) |
| 区有施設の使用電力購入について、排出係数等による裾切り方式❖の導入を検討する。 |
| 2　小規模施設における事業特性を活かした省エネルギー活動の推進 |
| （1）電気・ガスの使用量の管理 |
| ①　電気・ガスの使用量を節減する。 |
| ②　LED 照明など省エネ型照明機器への推進を図る。(新) |
| （2）空調管理 |
| ①　冷暖房設備は、適正に使用する。<br>施設の形態や利用状況、外気温に応じて、夏は室温 28℃、冬は室温 20℃を目標とする。 |
| ②　クールビズ、ウォームビズの励行 |
| ③　みどりのカーテン等により冷暖房効果を高める。 |
| （3）設備投資へまわす仕組の検討(新) |
| 省エネで削減した電気代等の一部を設備投資へまわす仕組の構築を検討する。 |
| （4）省エネ診断の活用(新) |
| 省エネ診断の結果を削減につなげるため、運用改善及び設備改修を推進する。 |
| （5）電力需給契約への環境配慮契約の導入の検討(新) |
| 区有施設の使用電力購入について、排出係数等による裾切り方式の導入を検討する。 |
| 3　日常業務でのエコオフィス活動の推進 |
| （1）電気・ガス使用量の削減 |
| ①　エレベーターは、荷物があるときや、体調の悪いとき等やむを得ない場合を除き、上り２階層（例：１階→３階)、下り３階層（例：４階→1 階）まで使用しない。 |
| ②　昼休みの事務室の照明は、窓口及び緊急の業務を除き消灯する。 |
| ③　事務執行上必要な照明以外は消灯を心掛ける。 |
| ④　業務の効率化を図り、残業等を削減する。業務終了後は速やかに退庁する。<br>ノー残業デーを確実に実践する。 |
| ⑤　パソコンは、窓口業務に使用するものを除き、１時間３０分以内の離席ならスリープ |

| | |
|---|---|
| | モードにする。それ以上の離席では電源を切る。 |
| ⑥ | 原則として、コーヒーメーカーや電気ポットは使用しない。 |
| ⑦ | 電磁調理器具によりお湯を沸かす場合は、必要以上に沸かさない。 |
| ⑧ | ガスコンロでお湯を沸かすときは、適量の水量を適切なガスの炎の大きさで行う。 |
| （２） | 水の使用量の削減 |
| | 手動の蛇口はこまめに開閉する。一人一日当たり、コップ１杯分の節水を心掛ける。(新) |
| （３） | ガソリン等化石燃料の使用量の削減 |
| ① | 庁用車の使用を必要最小限にする。 |
| ② | エコドライブ❖（急発進・急加速、アイドリングの禁止）を実践する。 |
| ③ | ノーカーデー（毎週水曜日）を確実に実践する。(新) |
| （４） | 用紙類の使用量の削減 |
| ① | グループウェアによる電子データの活用を図る。 |
| ② | ファイリングやグループウェアのファイル機能を活用し、文書の共有化を図る。 |
| ③ | 印刷物は、配付用は概要版とし、詳細はホームページやグループウェアに載せる。 |
| ④ | 資料作成の際は、両面印刷・縮小・複数ページ機能等を活用する。 |
| ⑤ | 個人情報・機密文書などを除き、裏面利用を実施する。<br>（裏面に裏面利用である旨表示する。例：赤ボールペンで「〆」マーク。） |
| ⑥ | 会議や説明会の配付資料を簡略化する。 |
| ⑦ | コピーやプリントアウトは、必要性を精査し、最小限の部数とする。 |
| （５） | ごみの発生量の削減及びリサイクルの推進 |
| ① | マイ箸・マイバッグ・マイボトルを実践する。(新) |
| ② | 生ごみの水切りを実践する。(新) |
| ③ | 廃棄物及び資源の分別を徹底する。 |
| ④ | 詰め替え可能な製品を購入する（購入の依頼を含む。）。 |
| ⑤ | 事務室では、個人用のごみ箱は使用しない。 |
| ⑥ | イベントでは、ごみの発生量の削減とリサイクルに努める。 |
| ⑦ | 地域や区民等に対する配布物は、周知方法や部数の精査に努める。(新) |
| ⑧ | 冊子等の印刷物は、リサイクルしやすいよう紙質を統一する。 |
| ⑨ | 外部から持ち込んだ私物の新聞、雑誌などは持ち帰る。 |
| ⑩ | 会議での封筒の配付は、希望者のみとする。 |
| ⑪ | 交換便は、使用済み封筒を活用する。 |
| （６） | 環境への負荷の少ない商品の購入等 |
| ① | 事務用品等は、環境ラベルのついた環境にやさしい商品等を優先して購入等を行う（購入の依頼を含む。）。 |
| ② | 外注印刷物は、リサイクルマーク基準内容の仕様で手配する（発注の依頼を含む。）。(新) |
| （７） | 木製品等の購入等 |
| ① | 「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、可能な範囲で木製品の備品購入等を行う（購入の依頼を含む。）。 |
| ② | 森林環境譲与税（仮称）を活用した木製品等の利用等を行う。(新) |

| |
|---|
| （8）省エネの平準化(新) |
| 省エネを達成した施設の取組を他の類似施設へ紹介し、省エネの平準化を図る。 |
| 4　省エネルギー機器の段階的導入 |
| 省エネルギー機器の導入（省エネ型の家電製品等） |
| 5　新築・改築・改修時における省エネルギー・再生可能エネルギー❖設備等の導入等 |
| （1）省エネルギー設備の導入（電球型蛍光灯・LED など省エネ型照明機器、人感センサー、遮光フィルム、高効率ヒートポンプ等） |
| （2）再生可能エネルギー設備の導入（太陽光・風力発電、太陽熱） |
| （3）木製品等の利用 |
| ①　「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、可能な範囲で木製品を導入する。 |
| ②　森林環境譲与税（仮称）を活用した木製品等の利用等を行う。(新) |
| （4）ZEB 化の検討(新) |
| ZEB 化の研究をし、導入の可能性について検討する。 |
| （5）区有施設の見直しに関する内容やポイント等の記載(新) |
| 多機能化、集約化、複合化などにより、エネルギー使用量の削減を図る。 |
| 6　低燃費車の導入 |
| （1）低燃費車の導入（ハイブリッドカー、電気自動車等） |
| （2）低燃費車の優先利用 |
| 7　温室効果ガス吸収作用の保全・創出 |
| （1）道路・公園の緑化推進 |
| （2）みどりの保全・創出（屋上緑化・壁面緑化等） |
| （3）フロン類の排出抑制（ノンフロン・低温室効果の冷媒等への転換等）(新) |
| （4）カーボン・オフセットの検討(新) |

※取組項目は、取組状況や評価を踏まえ、原則として、毎年度見直しを行います。

## 4－6　取組項目の個別指標（一例）

（1）LED 照明など省エネ型照明機器への推進を図る。…1（1）②・2（1）②・5（1）

総合庁舎本館 1 階 D・E 会議室を LED 化した場合（2017（平成 29）年度に施工済）

算出条件

蛍光管の消費電力　131w／台（機器仕様書）

LED 照明の消費電力　56.3w／台（機器仕様書）

点灯時間　8 時間／日、244 日／年（開庁日）

点灯台数　D 会議室 6 台、E 会議室 12 台

削減電力　　年間で約 2,625kWh 削減

（131w－56.3w）×18 台×8 時間×244 日＝2,624,659.2wh

$CO_2$ 排出量　　年間で約 1.2t 削減

2,625kwh×0.474kg-$CO_2$*5＝1,244.25kg

＊5　2017（平成 29）年度の東京電力の排出係数

（2）電力需給契約への環境配慮契約の導入の検討　　…1（5）・2（5）

区有施設の使用電力購入について、エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入を検討します。なお、裾切り方式を導入した場合、1 割程度契約金額が高くなる可能性はありますが、温室効果ガスの排出量は、確実な削減につながります。

＜2017（平成 29）年度実績＞

| 電力会社 | 排出係数 | 年間電気使用量 | 年間電気代 | 1kWh あたりの単価*6 |
|---|---|---|---|---|
| 東京電力 | 0.474 | 18,586,606.7kWh | 404,032,891 円 | 14.62 円 |
| 東京エコサービス | 0.117 | 3,512,280kWh | 79,852,179 円 | 17.13 円 |
| みやまスマートエネルギー | 0.579 | ― | ―*7 | ― |

＊6　夏季の電力料金の単価（東京電力は総合庁舎の単価）です。

＊7　みやまスマートエネルギー（気仙沼産バイオマス発電由来 FIT 電気）は、2018（平成 30）年度から導入しています。

（3）冷暖房設備は、適正に使用する。（原則、夏は室温 28℃、冬は室温 20℃とする。）

…1（2）①・2（2）①

（出典：経済産業省資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」）

ア　外気温度 31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を 27℃から 28℃にし、1 日 9 時間使用した場合（家庭用機器 1 台あたり）

年間で電気使用量 30.24kWh、原油換算 7.62ℓ、$CO_2$排出量 17.8kg の削減

イ　外気温度 6℃の時、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を 21℃から 20℃にし、1 日 9 時間使用した場合（家庭用機器 1 台あたり）

年間で電気使用量 53.08kWh、原油換算 13.38ℓ、$CO_2$排出量 31.2kg の削減

（4）パソコンは、窓口業務に使用するものを除き、1 時間 30 分以内の離席ならスリープモードにする。それ以上の離席では電源を切る。　…3（1）⑤

（出典：経済産業省資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」）

ア　1 日 1 時間利用時間を短縮した場合（家庭用機器 1 台あたり）

①デスクトップ型　年間で電気使用量 31.57kWh、原油換算 7.96ℓ、$CO_2$排出量 18.5kg の削減

②ノート型　年間で電気使用量 5.48kWh、原油換算 1.38ℓ、$CO_2$排出量 3.2kg の削減

イ　電源オプションを「モニターの電源をＯＦＦ」から「システムスタンバイ」にし、1 週間 3.25 時間年間 52 週利用した場合（家庭用機器 1 台あたり）

①デスクトック型　年間で電気使用量 12.57kWh、原油換算 3.17ℓ、$CO_2$排出量 7.4kg の削減

②ノート型　年間で電気使用量 1.50kWh、原油換算 0.38ℓ、$CO_2$排出量 0.9kg の削減

（5）エコドライブ（急発進・急加速、アイドリンングの禁止）を実践する　　…3（3）②

エコドライブ 10 のすすめ　（出典：エコドライブ普及推進協議会）

① ふんわりアクセル「ｅスタート」

最初の５秒で、ゆっくり時速 20km へ。それだけで 10%程度燃費が改善します。

② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

車間距離が短くなると、市街地では 2%程度、郊外では 6%程度も燃費が悪化します。

③ 減速時は早めにアクセルを離そう

エンジンブレーキを活用すると、2%程度燃費が改善します。

④ エアコンの使用は適切に

車内の温度設定を外気と同じ 25℃設定にした場合、エアコンスイッチを ON にしたままだと 12%程度燃費が悪化します。

⑤ ムダなアイドリングはやめよう

10 分間のアイドリングで 130CC 程度の燃料を消費します。

⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

1 時間のドライブで 10 分間道に迷うと 17%程度燃料消費量が増加します。

⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度燃費が悪化します。

⑧ 不要な荷物はおろそう

100kg の荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。

⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

⑩ 自分の燃費を把握しよう

（6）カーボン・オフセットの検討　…7（4）

ア　中野区の場合

① 群馬県みなかみ町

群馬県から $CO_2$ 吸収量の計画認証を受けています。

毎年約 6,000 本植林しており、5 年目の 2018（平成 30）年度は、30,800 本・136.5ｔの $CO_2$ 吸収量を埋め合わせました。

② 福島県喜多方市

国が認証するJ-クレジット制度❖を活用し、1 年目 50t、2 年目 60t、3 年目 60t、4 年目 70t の $CO_2$ 吸収量を埋め合わせました（J-クレジットの単価 1t＝1 万円）。

イ　新宿区の場合

① 長野県伊那市

長野県から $CO_2$ 吸収量の実績認証を受けています。

2009(平成 21)年度から、市有林の間伐整備（23.4ha）を行っており、2017（平成 29）年度は、318.5t の $CO_2$ の吸収量を埋め合わせしました。

② 群馬県沼田市

群馬県から $CO_2$ 吸収量の計画認証を受けています。

12.03ha の植林によるカーボン・オフセットを実施し、2017（平成 29）年度

は 82.5 t の $CO_2$の吸収量を埋め合わせました。

③ 東京都あきる野市

東京都から$CO_2$吸収量の計画認証を受けています。

2.79ha の植林によるカーボン・オフセットを実施し、2017（平成 29）年度は 20.05t の $CO_2$の吸収量を埋め合わせました。

## 4－7　公表

計画の運用状況と評価委員会による評価の結果を、毎年度、区報・ホームページ・環境報告書等で区民に公表します。

資料１

## 区有施設における温室効果ガス排出量等の推移
## （第一次実行計画及び第二次実行計画）

※第二次実行計画最終年度 2018（平成 30）年度については、2019（平成 31）年度当初に集計を予定しています。

（1）温室効果ガス排出量の推移

①　第二次実行計画

【総排出量】

| | 2012 年度（平成 24）（基準年度） | 2014 年度（平成 26） | 2015 年度（平成 27） | 2016 年度（平成 28） | 2017 年度（平成 29） |
|---|---|---|---|---|---|
| $CO_2$ 総排出量 (単位:t-$CO_2$) | 21,595 | 21,413 | 21,148 | 21,926 | 21,576 |
| 対基準年度比 | － | －0.8% | －2.1% | ＋1.5% | －0.1% |
| 対前年度比 | － | － | －1.2% | ＋3.7% | －1.6% |

【内訳】

| 区　分 | 2012 年度（平成 24）（基準年度） | | 2014 年度（平成 26） | | 2015 年度（平成 27） | | 2016 年度（平成 28） | | 2017 年度（平成 29） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | $CO_2$ 排出量（t-$CO_2$） | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量（t-$CO_2$） | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量（t-$CO_2$） | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量（t-$CO_2$） | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量（t-$CO_2$） | 構成割合 (%) |
| 電気 | 14,097 | 65.3 | 14,118 | 65.9 | 13,974 | 66.1 | 14,287 | 65.2 | 14,318 | 66.4 |
| 都市ガス | 6,393 | 29.6 | 6,038 | 28.2 | 5,888 | 27.8 | 6,363 | 29.0 | 6,439 | 29.8 |
| 水道 | 159 | 0.7 | 156 | 0.7 | 147 | 0.7 | 146 | 0.7 | 144 | 0.7 |
| 下水道 | 360 | 1.7 | 353 | 1.7 | 330 | 1.6 | 327 | 1.5 | 324 | 1.5 |
| 温水 | 313 | 1.4 | 447 | 2.1 | 491 | 2.3 | 470 | 2.1 | 0 | 0 |
| 化石燃料 | 254 | 1.2 | 283 | 1.3 | 300 | 1.4 | 312 | 1.4 | 332 | 1.5 |
| その他 | 19 | 0.1 | 18 | 0.1 | 18 | 0.1 | 21 | 0.1 | 19 | 0.1 |

※温水＝目黒清掃工場から還元施設へ供給を受けている温水
　　目黒清掃工場の建替工事に伴い、2017（平成 29）年度より温水供給停止

※化石燃料＝ガソリン、LPG、CNG、軽油、灯油、重油など

※その他＝自動車走行距離などから算出したメタンや一酸化二窒素を二酸化炭素に換算

※温室効果ガス排出量は、最新の排出係数を用いて算出

※数値は区分ごとに四捨五入しています。

②第一次実行計画

【総排出量】

| | 2005 年度（平成 17）（基準年度） | 2009 年度（平成21） | 2010 年度（平成22） | 2011 年度（平成23） | 2012 年度（平成24） | 2013 年度（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| $CO_2$ 総排出量 (単位:t-$CO_2$) | 21,566 | 21,216 | 22,369 | 18,879 | 19,248 | 19,483 |
| 対基準年度比 | － | －1.6% | ＋3.7% | －12.5% | －10.7% | －9.7% |
| 対前年度比 | － | － | ＋5.4% | －15.6% | ＋2.0% | ＋1.2% |

【内訳】

| 区　分 | 2005 年度（平成 17）（基準年度） | | 2009 年度（平成 21） | | 2010 年度（平成 22） | | 2011 年度（平成 23） | | 2012 年度（平成 24） | | 2013 年度（平成 25） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | $CO_2$ 排出量 (t-$CO_2$) | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量 (t-$CO_2$) | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量 (t-$CO_2$) | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量 (t-$CO_2$) | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量 (t-$CO_2$) | 構成割合 (%) | $CO_2$ 排出量 (t-$CO_2$) | 構成割合 (%) |
| 電気 | 13,880 | 64.4 | 14,001 | 66.0 | 14,772 | 66.0 | 11,974 | 63.4 | 12,383 | 64.3 | 12,607 | 64.7 |
| 都市ガス | 6,727 | 31.2 | 6,375 | 30.0 | 6,778 | 30.3 | 6,044 | 32.0 | 6,034 | 31.4 | 5,992 | 30.8 |
| 水道 | 145 | 0.7 | 147 | 0.7 | 154 | 0.7 | 146 | 0.8 | 150 | 0.8 | 155 | 0.8 |
| 下水道 | 398 | 1.8 | 402 | 1.9 | 412 | 1.9 | 401 | 2.1 | 408 | 2.1 | 416 | 2.1 |
| 化石燃料 | 394 | 1.8 | 271 | 1.3 | 232 | 1.0 | 296 | 1.6 | 255 | 1.3 | 293 | 1.5 |
| その他 | 22 | 0.1 | 20 | 0.1 | 20 | 0.1 | 19 | 0.1 | 18 | 0.1 | 19 | 0.1 |

※排出係数は、東京都地球温暖化対策指針（2005（平成 17）年４月１日）によります。

※数値は区分ごとに四捨五入しています。

○温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量＝各エネルギー使用量×排出係数×地球温暖化係数

【二酸化炭素の排出係数（主な燃料）】

| 燃料 | 単位 | 排出係数（kg-$CO_2$／L,$m_3$,kWh） | |
|---|---|---|---|
| | | 2013（平成 25）年度（基準年度） | 2017（平成 29）年度（最新数値） |
| 電気 | kWh | 電気事業者による | 電気事業者による |
| 都市ガス | $m_3$ | 2.21 | 2.18 |
| ガソリン | ℓ | 2.322 | 2.29 |
| 灯油 | ℓ | 2.489 | 2.50 |
| 軽油 | ℓ | 2.619 | 2.62 |
| A 重油 | ℓ | 2.710 | 2.76 |

（2）エネルギー使用量（原油換算）の推移

①第二次実行計画

【総使用量】

| | 2012 年度<br>（平成 24）<br>（基準年度） | 2014 年度<br>（平成 26） | 2015 年度<br>（平成 27） | 2016 年度<br>（平成 28） | 2017 年度<br>（平成 29） |
|---|---|---|---|---|---|
| 総使用量(単位:KL) | 11,740 | 11,634 | 11,512 | 11,883 | 11,568 |
| 対基準年度比 | － | －0.9% | －1.9% | ＋1.2% | －1.5% |
| 対前年度比 | － | － | －1.0% | ＋3.2% | －2.7% |

【内訳】

| 区　分 | 2012 年度<br>（平成 24）<br>（基準年度） | | 2014 年度<br>（平成 26） | | 2015 年度<br>（平成 27） | | 2016 年度<br>（平成 28） | | 2017 年度<br>（平成 29） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 使用量<br>（KL） | 構成割合<br>(%) | 使用量<br>（KL） | 構成割合<br>(%) | 使用量<br>（KL） | 構成割合<br>(%) | 使用量<br>（KL） | 構成割合<br>(%) | 使用量<br>（KL） | 構成割合<br>(%) |
| 電気 | 8,128 | 69.2 | 8,113 | 69.7 | 8,035 | 69.8 | 8,167 | 68.7 | 8,216 | 71.0 |
| 都市ガス | 3,322 | 28.3 | 3,138 | 27.0 | 3,060 | 26.6 | 3,307 | 27.8 | 3,227 | 27.9 |
| 温水 | 193 | 1.7 | 275 | 2.4 | 302 | 2.6 | 290 | 2.5 | 0 | 0 |
| 化石燃料 | 97 | 0.8 | 108 | 0.9 | 115 | 1.0 | 119 | 1.0 | 125 | 1.1 |

※省エネ法❖に基づく算定のため、水道・下水道・その他は含みません。

②第一次実行計画

エネルギー使用量の算出は行っていません。

〇エネルギーの原油換算使用量の算定方法

原油換算エネルギー使用量＝各エネルギー使用量×単位発熱量×原油換算係数

※ 単位発熱量は、最新年度の数値を用いて算出します。
数値については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び東京ガス株式会社のデータによります。

【単位発熱量と原油換算係数（主な燃料）】

| 燃料 | 単位発熱量*1<br>2017(平成 29)年度(最新数値) | 原油換算係数*2 |
|---|---|---|
| 電気（昼間買電） | 9.97GJ/千 kWh | すべて「0.0258」KL/GJ |
| 電気（夜間買電） | 9.28GJ/千 kWh | |
| 電気（その他） | 9.76GJ/千 kWh | |
| 都市ガス | 46.0GJ/千㎥ | |
| ガソリン | 34.6GJ/KL | |
| 灯油 | 36.7GJ/KL | |
| 軽油 | 37.7GJ/KL | |
| A 重油 | 39.1GJ/KL | |

＊１　一定の単位の燃料が完全燃焼するときに発生する熱量のことです。
＊２　異なるエネルギーを共通の尺度で比較するための係数のことです。
例えば、電気使用量（昼間買電）が 10,000kWh の原油換算エネルギー使用量は、
（10,000/1,000）千 kWh×9.97GJ/千 kWh×0.0258KL/GJ=2.57KL
となります。

（3）用紙の購入量（使用量）等の推移　　※A4 サイズに換算

①第二次実行計画

| | 2014 年度（平成 26） | 2015 年度（平成 27） | 2016 年度（平成 28） | 2017 年度（平成 29） |
|---|---|---|---|---|
| 用紙の購入量 | 4,100 万枚 | 3,862 万枚 | 4,166 万枚 | 4,369 万枚 |
| 外注印刷物 | 4,271 万枚 | 4,025 万枚 | 3,480 万枚 | 3,451 万枚 |
| 計 | 8,371 万枚 | 7,887 万枚 | 7,646 万枚 | 7,820 万枚 |

②第一次実行計画

| | 2009 年度（平成 21） | 2010 年度（平成 22） | 2011 年度（平成 23） | 2012 年度（平成 24） | 2013 年度（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|
| 用紙の購入量 | 4,750 万枚 | 4,197 万枚 | 4,517 万枚 | 4,429 万枚 | 4,217 万枚 |
| 外注印刷物 | 5,799 万枚 | 5,167 万枚 | 5,267 万枚 | 5,232 万枚 | 5,211 万枚 |
| 計 | 10,549 万枚 | 9,364 万枚 | 9,784 万枚 | 9,661 万枚 | 9,428 万枚 |

（4）ごみの排出量の推移

①第二次実行計画

| | | 2014 年度（平成 26） | 2015 年度（平成 27） | 2016 年度（平成 28） | 2017 年度（平成 29） |
|---|---|---|---|---|---|
| 排 出 量 | | 1,265t | 1,106t | 1,123t | 1,100t |
| 内訳 | 燃やすごみ | 1,068t | 934t | 940t | 923t |
| | 燃やさないごみ | 172t | 145t | 157t | 153t |
| | 資源 | 25t | 27t | 25t | 25t |

②第一次実行計画

| | | 2009 年度（平成 21） | 2010 年度（平成 22） | 2011 年度（平成 23） | 2012 年度（平成 24） | 2013 年度（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 排 出 量 | | 1,007t | 1,108t | 1,218t | 1,268t | 1,174t |
| 内訳 | 燃やすごみ | 836t | 931t | 1,031t | 1,077t | 1,003t |
| | 燃やさないごみ | 132t | 144t | 149t | 166t | 148t |
| | 資源 | 39t | 34t | 38t | 25t | 23t |

（5）グリーン購入の推進の推移

①第二次実行計画

| | 2014 年度<br>（平成 26） | 2015 年度<br>（平成 27） |
|---|---|---|
| 品目数 | 1,035 品目 | 904 品目 |

②第一次実行計画

| | 2009 年度<br>（平成 21） | 2010 年度<br>（平成 22） | 2011 年度<br>（平成 23） | 2012 年度<br>（平成 24） | 2013 年度<br>（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|
| 品目数 | 259 品目 | 283 品目 | 295 品目 | 296 品目 | 798 品目 |

※2012（平成 24）年度までは、同じ製品で、色違いでも 1 品目としてカウントした品目数です。

（6）緑化の量（緑化面積）の推移

①第二次実行計画

| | 2014 年度<br>（平成 26） | 2015 年度<br>（平成 27） | 2016 年度<br>（平成 28） | 2017 年度<br>（平成 29） |
|---|---|---|---|---|
| 緑化面積 | 3,794m$^2$ | 915m$^2$ | 2,074m$^2$ | 2,106m$^2$ |

②第一次実行計画

| | 2009 年度<br>（平成 21） | 2010 年度<br>（平成 22） | 2011 年度<br>（平成 23） | 2012 年度<br>（平成 24） | 2013 年度<br>（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|
| 緑化面積 | 1,826m$^2$ | 11,363m$^2$ | 1,846m$^2$ | 4,445m$^2$ | 1,215m$^2$ |

※区全体の施設の緑化の増減の量を把握することが難しいことから、新たに緑化した面積を示しています。

（7）省エネルギー機器等の導入の推移

①第二次実行計画

| | 2014 年度<br>（平成 26） | 2015 年度<br>（平成 27） | 2016 年度<br>（平成 28） | 2017 年度<br>（平成 29） |
|---|---|---|---|---|
| 機器名称 | ・高効率パッケージエアコン<br>・集中管理コントローラー<br>・LED 照明器具<br>・人感センサー<br>・節水器具<br>・日射遮蔽<br>など | ・高効率パッケージエアコン<br>・高効率給湯器<br>・集中管理コントローラー<br>・LED 照明器具<br>・人感センサー<br>・スイッチ回路の細分化<br>など | ・高効率パッケージエアコン<br>・高効率全熱交換器<br>・集中管理コントローラー<br>・LED 照明器具<br>・人感センサー<br>など | ・複層ガラス<br>・高効率パッケージエアコン<br>・高効率熱源機器<br>・排熱投入型熱源機器<br>・全熱交換器<br>・LED 照明器具<br>など |

②第一次実行計画

| | 2009 年度<br>（平成 21） | 2010 年度<br>（平成 22） | 2011 年度<br>（平成 23） | 2012 年度<br>（平成 24） | 2013 年度<br>（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|
| 機器名称 | ・太陽光発電<br>・全熱交換器<br>・高輝度誘導灯<br>など | ・太陽光発電<br>・トップランナーエアコン<br>・全熱交換器<br>・高効率給湯器<br>・高輝度誘導灯<br>など | ・太陽光発電<br>・トップランナーエアコン<br>・全熱交換器<br>・高効率給湯器<br>・高輝度誘導灯<br>など | ・トップランナーエアコン<br>・全熱交換器<br>・LED 照明器具<br>・LED 誘導灯<br>など | ・トップランナーエアコン<br>・全熱交換器<br>・高効率給湯器<br>・節水器具<br>・人感センサー<br>・LED 照明器具<br>など |

（8）低燃費車の導入の推移

①第二次実行計画

| | 2014 年度<br>（平成 26） | 2015 年度<br>（平成 27） | 2016 年度<br>（平成 28） | 2017 年度<br>（平成 29） |
|---|---|---|---|---|
| 導入実績 | ５台 | ３台 | ２台 | １台 |

②第一次実行計画

| | 2009 年度<br>（平成 21） | 2010 年度<br>（平成 22） | 2011 年度<br>（平成 23） | 2012 年度<br>（平成 24） | 2013 年度<br>（平成 25） |
|---|---|---|---|---|---|
| 導入実績 | ２台 | １台 | １台 | １台 | ３台 |

資料２

# 2018（平成３０）年度基準時管理対象区有施設

2019（平成３１）年３月 31 日現在

| 施設管理課 | | 施設名 | 構成施設 | 施設担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 部 | 課 | | | |
| 総務部 | 総務課 | 総合庁舎 | 庁舎（別館含む）<br>東部地区サービス事務所<br>東部包括支援センター<br>目黒区保健所<br>都税事務所 | 総務課<br>東部地区サービス事務所<br>地域ケア推進課<br>保健予防課<br>総務課 |
| | 人権政策課 | 中目黒スクエア | 男女平等・共同参画センター<br>中目黒住区センター<br>中目黒住区センター児童館<br>中目黒住区センター学童保育クラブ<br>中目黒住区センター防災資機材置場<br>青少年プラザ<br>男女平等・共同参画センター | 人権政策課<br>東部地区サービス事務所<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>防災課<br>生涯学習課<br>人権政策課 |
| | 防災課 | 目黒区防災センター | 目黒区防災センター<br>中央地区備蓄倉庫 | 防災課<br>防災課 |
| | | 中目黒公園備蓄倉庫 | | 防災課 |
| | | 三田二丁目備蓄倉庫 | 三田二丁目備蓄倉庫<br>三田二丁目防災器具置場 | 防災課<br>防災課 |
| | | 固定系無線等（全箇所） | | 防災課 |
| | | 五本木二丁目備蓄倉庫 | | 防災課 |
| | | 東山公園備蓄倉庫 | | 防災課 |
| | | 目黒不動防災ひろば備蓄倉庫 | | 防災課 |
| | | 大坂橋下備蓄倉庫 | | 防災課 |
| 区民生活部 | 産業経済・<br>消費生活課 | 目黒区民センター | 中小企業センター<br>勤労福祉会館<br>消費生活センター<br>目黒区民センター児童館<br>目黒区民センター学童保育クラブ<br>目黒区民センター体育館<br>目黒区民センター図書館<br>目黒区民センター社会教育館<br>目黒区美術館 | 産業経済・消費生活課<br>産業経済・消費生活課<br>産業経済・消費生活課<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>スポーツ振興課<br>八雲中央図書館<br>生涯学習課<br>産業経済・消費生活課 |
| | スポーツ振興課 | 中央体育館 | | スポーツ振興課 |
| | | 宮前公園庭球場 | | スポーツ振興課 |
| | | 砧野球場・サッカー場管理事務所 | | スポーツ振興課 |
| | | 駒場体育館 | | スポーツ振興課 |
| | | 碑文谷体育館 | 碑文谷体育館<br>中央地区碑文谷体育館備蓄倉庫 | スポーツ振興課<br>防災課 |
| | 北部地区<br>サービス<br>事務所 | 北部地区サービス事務所 | 北部地区サービス事務所<br>大橋図書館<br>北部包括支援センター | 北部地区サービス事務所<br>八雲中央図書館<br>地域ケア推進課 |
| | | 駒場住区センター | 駒場住区センター<br>駒場住区センター防災器具置場 | 北部地区サービス事務所<br>防災課 |
| | | 菅刈住区センター | 菅刈住区センター<br>菅刈老人いこいの家<br>菅刈学童保育クラブ<br>菅刈住区センター防災器具置場 | 北部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 烏森住区センター | 烏森住区センター<br>烏森老人いこいの家<br>烏森住区センター児童館<br>烏森住区センター防災器具置場 | 北部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | 東部地区<br>サービス<br>事務所 | 下目黒住区センター | 下目黒住区センター<br>下目黒老人いこいの家<br>下目黒住区センター防災器具置場 | 東部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | | 不動住区センター | 不動住区センター<br>不動老人いこいの家<br>不動住区センター防災器具置場 | 東部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |

| 施設管理課 | | 施設名 | 構成施設 | 施設担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 部 | 課 | | | |
| 区民生活部 | 東部地区<br>サービス<br>事務所 | 田道住区センター三田分室 | 田道住区センター三田分室<br>田道住区センター三田分室防災器具置場<br>三田分室老人いこいの家 | 東部地区サービス事務所<br>防災課<br>高齢福祉課 |
| | 中央地区<br>サービス<br>事務所 | 中央地区サービス事務所 | 中央地区サービス事務所<br>コーポ中央町（高齢福祉住宅）<br>中央包括支援センター | 中央地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>地域ケア推進課 |
| | | 上目黒住区センター | 上目黒住区センター<br>上目黒住区センター児童館<br>上目黒住区センター学童保育クラブ<br>上目黒住区センター防災器具置場 | 中央地区サービス事務所<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 油面住区センター | 油面住区センター<br>油面住区センター児童館<br>油面住区センター学童保育クラブ<br>油面住区センター防災器具置場 | 中央地区サービス事務所<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 五本木住区センター | 五本木住区センター<br>五本木住区センター児童館<br>五本木住区センター学童保育クラブ<br>五本木住区センター防災器具置場 | 中央地区サービス事務所<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 鷹番住区センター | 鷹番住区センター<br>鷹番老人いこいの家<br>鷹番住区センター防災器具置場 | 中央地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | 南部地区<br>サービス<br>事務所 | 月光原住区センター | 月光原住区センター<br>月光原老人いこいの家<br>月光原住区センター防災器具置場 | 南部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | | 向原住区センター | 向原住区センター<br>向原老人いこいの家<br>向原住区センター児童館<br>向原住区センター学童保育クラブ<br>向原住区センター防災器具置場 | 南部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 碑住区センター | 碑住区センター<br>碑老人いこいの家<br>碑文谷土木公園事務所<br>碑住区センター防災器具置場 | 南部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>みどりと公園課<br>防災課 |
| | | 原町住区センター | 原町住区センター<br>原町住区センター児童館<br>原町住区センター学童保育クラブ<br>原町住区センター防災器具置場 | 南部地区サービス事務所<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 大岡山東住区センター | 大岡山東住区センター<br>大岡山東老人いこいの家<br>大岡山東住区センター防災器具置場 | 南部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | | 目黒駅行政サービス窓口 | | 南部地区サービス事務所 |
| | 西部地区<br>サービス<br>事務所 | 西部地区サービス事務所 | 西部地区サービス事務所<br>コーポ柿の木坂（高齢者福祉住宅）<br>西部包括支援センター | 西部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>地域ケア推進課 |
| | | 大岡山西住区センター | 大岡山西住区センター<br>大岡山西住区センター防災器具置場 | 西部地区サービス事務所<br>防災課 |
| | | 中根住区センター | 中根住区センター<br>中根老人いこいの家<br>中根住区センター防災器具置場 | 西部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | | 自由が丘住区センター | | 西部地区サービス事務所 |
| | | 自由が丘住区センター宮前分室 | 自由が丘住区センター宮前分室<br>宮前分室老人いこいの家<br>自由が丘住区センター宮前分室防災器具置場 | 西部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | | 八雲住区センター | 八雲住区センター<br>八雲住区センター児童館<br>八雲住区センター児童館学童保育クラブ<br>八雲老人いこいの家<br>八雲住区センター防災器具置場 | 西部地区サービス事務所<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| | | 八雲住区センター中根一丁目会議室 | 八雲住区センター中根一丁目会議室<br>防災器具置場 | 西部地区サービス事務所<br>防災課 |

| 施設管理課 | | 施設名 | 構成施設 | 施設担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 部 | 課 | | | |
| 区民生活部 | 西部地区<br>サービス<br>事務所 | 東根住区センター | 東根住区センター<br>東根老人いこいの家<br>東根住区センター防災器具置場 | 西部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>防災課 |
| 健康福祉部 | 碑文谷保健センター | 碑文谷保健センター | | 碑文谷保健センター |
| | 高齢福祉課 | 特別養護老人ホーム東山 | 特別養護老人ホーム東山<br>東山在宅ケア多機能センター<br>居宅介護支援事業所 | 高齢福祉課<br>高齢福祉課<br>高齢福祉課 |
| | | 特別養護老人ホーム中目黒 | | 高齢福祉課 |
| | | 特別養護老人ホーム東が丘 | 特別養護老人ホーム東が丘<br>東が丘在宅ケア多機能センター<br>居宅介護支援事業所 | 高齢福祉課<br>高齢福祉課<br>高齢福祉課 |
| | | 田道ふれあい館 | 高齢者センター<br>田道在宅ケア多機能センター<br>田道住区センター<br>田道住区センター防災器具置場<br>東部地区田道備蓄倉庫<br>目黒区エコプラザ | 高齢福祉課<br>高齢福祉課<br>東部地区サービス事務所<br>防災課<br>防災課<br>環境保全課 |
| | | コーポ目黒本町 | （高齢者福祉住宅） | 高齢福祉課 |
| | | コーポ目黒 | （高齢者福祉住宅） | 高齢福祉課 |
| | | コーポ中目黒 | （高齢者福祉住宅） | 高齢福祉課 |
| | | コーポ中町 | （高齢者福祉住宅） | 高齢福祉課 |
| | | コーポ清水町 | （高齢者福祉住宅） | 高齢福祉課 |
| | | 駒場老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 上二老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 田道老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 上目黒老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 中町老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 五本木老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 原町老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 平町老人いこいの家 | 平町老人いこいの家<br>大岡山学童保育クラブ | 高齢福祉課<br>子育て支援課 |
| | | 自由が丘老人いこいの家 | | 高齢福祉課 |
| | | 旧第四中学校 | | 高齢福祉課 |
| | 障害福祉課 | 下目黒福祉工房 | | 障害福祉課 |
| | | 目黒本町福祉工房 | | 障害福祉課 |
| | | かみよん工房 | | 障害福祉課 |
| | | 大橋えのき園 | | 障害福祉課 |
| | | すくすくのびのび園 | | 障害福祉課 |
| | | 東が丘障害福祉施設 | | 障害福祉課 |
| | | グリーンカフェ西郷山 | | 障害福祉課 |
| | | スマイルプラザ中央町 | 目黒障害者就労支援センター<br>障害者就労移行支援施設<br>中央町児童館<br>中央町児童館学童保育クラブ | 障害福祉課<br>障害福祉課<br>子育て支援課<br>子育て支援課 |
| 子育て支援部 | 子育て支援課 | 駒場児童館 | | 子育て支援課 |
| | | 鷹番学童保育クラブ | | 子育て支援課 |
| | | 不動児童館 | 不動児童館<br>不動児童館学童保育クラブ | 子育て支援課<br>子育て支援課 |
| | | 烏森住区センター児童館学童保育クラブ | | 子育て支援課 |
| | | 平町児童館 | | 子育て支援課 |
| | | 烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ | | 子育て支援課 |
| | 子ども家庭課 | みどりハイム | | 子ども家庭課 |

| 施設管理課 | | 施設名 | 構成施設 | 施設担当課 |
|---|---|---|---|---|
| | 課 | | | |
| 子育て支援部 | 保育課 | 駒場保育園 | | 保育課 |
| | | 菅刈保育園 | 菅刈保育園<br>北部地区備蓄倉庫 | 保育課<br>防災課 |
| | | 東山保育園 | | 保育課 |
| | | 第二上目黒保育園 | | 保育課 |
| | | 上目黒保育園 | 上目黒保育園<br>保育課資材置場 | 保育課<br>保育課 |
| | | 田道保育園 | 田道保育園<br>のぞみ寮<br>東部地区下目黒備蓄倉庫 | 保育課<br>障害福祉課<br>防災課 |
| | | 不動保育園 | | 保育課 |
| | | 中町保育園 | | 保育課 |
| | | 祐天寺保育園 | | 保育園 |
| | | 中央町保育園 | | 保育園 |
| | | 原町保育園 | | 保育課 |
| | | 南保育園 | | 保育課 |
| | | ひもんや保育園 | ひもんや保育園<br>ひもんや学童保育クラブ | 保育課<br>子育て支援課 |
| | | 第二ひもんや保育園 | 第二ひもんや保育園<br>コーポ目黒本町二丁目（高齢福祉住宅） | 保育課<br>高齢者福祉課 |
| | | 第三ひもんや保育園 | | 保育課 |
| | | 鷹番保育園 | | 保育課 |
| | | 大岡山保育園 | | 保育課 |
| | | 八雲保育園 | | 保育課 |
| | | 目黒保育園 | | 保育課 |
| | | 中目黒駅前保育園 | | 保育課 |
| | 保育計画課 | 旧東山住区センター | | 保育計画課 |
| 都市整備部 | 都市整備課 | 三田フレンズ | 三田地区駐車場<br>コーポ三田（高齢福祉住宅）<br>東部地区三田フレンズ備蓄倉庫<br>レクリエーションホール・音楽室 | 都市整備課<br>高齢福祉課<br>防災課<br>東部地区サービス事務所 |
| | | 三田防災街づくり会館 | | 都市整備課 |
| | 道路管理課 | 中町二丁目自転車集積所ほか１か所 | | 道路管理課 |
| | | 学芸大学東口駐輪場ほか１７か所駐輪場 | | 道路管理課 |
| | 土木工事課 | 水防倉庫 | | 土木工事課 |
| | みどりと公園課 | 目黒土木公園事務所 | 目黒土木公園事務所<br>北部地区上目黒備蓄倉庫<br>目黒区土木公園事務所防災器具置場 | みどりと公園課<br>防災課<br>防災課 |
| | | 駒場野公園ほか 71 か所公園関連施設 | | みどりと公園課 |
| | | 駒場児童遊園ほか 48 か所児童遊園関連施設 | | みどりと公園課 |
| | | オーパス夢ひろばほか９か所 | | みどりと公園課 |
| | | 駒場一丁目防災緑地（遊び場）ほか８か所 | | みどりと公園課 |
| | | 深沢区民農園ほか１か所 | | みどりと公園課 |
| | | 駒場東大前公衆便所ほか 19 か所 | | みどりと公園課 |
| 環境清掃部 | 環境保全課 | 学芸大学西口指定喫煙所 | | 環境保全課 |
| | 清掃事務所 | 粗大中継所 | | 清掃事務所 |
| | | 清掃事業所 | | 清掃事務所 |
| | | 旧粗大中継所 | | 清掃事務所 |
| | | 清掃事務所 | | 清掃事務所 |
| 教育委員会 | 学校運営課 | 八雲小学校 | | 学校運営課 |
| | | 菅刈小学校 | | 学校運営課 |
| | | 下目黒小学校 | | 学校運営課 |

| 施設管理課 | | 施設名 | 構成施設 | 施設担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 部 | 課 | | | |
| 教育委員会 | 学校運営課 | 碑小学校 | 碑小学校<br>碑小学校屋内プール（南部地区プール）<br>南部地区サービス事務所<br>南部包括支援センター | 学校運営課<br>スポーツ振興課<br>南部地区サービス事務所<br>地域ケア推進課 |
| | | 中目黒小学校 | | 学校運営課 |
| | | 油面小学校 | | 学校運営課 |
| | | 大岡山小学校 | | 学校運営課 |
| | | 烏森小学校 | | 学校運営課 |
| | | 向原小学校 | | 学校運営課 |
| | | 五本木小学校 | 五本木小学校<br>五本木小学校屋内プール（中央地区プール） | 学校運営課<br>スポーツ振興課 |
| | | 鷹番小学校 | | 学校運営課 |
| | | 田道小学校 | 田道小学校<br>田道小学校内学童保育クラブ | 学校運営課<br>子育て支援課 |
| | | 月光原小学校 | 月光原小学校<br>げっこうはらこども園 | 学校運営課<br>学校運営課 |
| | | 駒場小学校 | | 学校運営課 |
| | | 緑ヶ丘小学校 | 緑ヶ丘小学校<br>緑ヶ丘小学校屋内プール（西部地区プール） | 学校運営課<br>スポーツ振興課 |
| | | 原町小学校 | | 学校運営課 |
| | | 不動小学校 | 不動小学校<br>不動児童館学童保育クラブ | 学校運営課<br>子育て支援課 |
| | | 上目黒小学校 | | 学校運営課 |
| | | 東根小学校 | 東根小学校<br>東根学童保育クラブ | 学校運営課<br>子育て支援課 |
| | | 中根小学校 | 中根小学校<br>中根住区センター<br>中根老人いこいの家<br>中根小学校内学童保育クラブ | 学校運営課<br>西部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>子育て支援課 |
| | | 宮前小学校 | 宮前小学校<br>宮前小学校内学童保育クラブ<br>西部地区備蓄倉庫 | 学校運営課<br>子育て支援課<br>防災課 |
| | | 東山小学校 | 東山小学校<br>東山住区センター<br>東山老人いこいの家<br>発達障害支援拠点<br>東山小学校内防災備蓄倉庫 | 学校運営課<br>北部地区サービス事務所<br>高齢福祉課<br>障害福祉課<br>防災課 |
| | | 第一中学校 | | 学校運営課 |
| | | 第七中学校 | | 学校運営課 |
| | | 第八中学校 | | 学校運営課 |
| | | 第九中学校 | | 学校運営課 |
| | | 第十中学校 | | 学校運営課 |
| | | 第十一中学校 | | 学校運営課 |
| | | 東山中学校 | | 学校運営課 |
| | | 目黒中央中学校 | | 学校運営課 |
| | | 大鳥中学校 | | 学校運営課 |
| | | 八ヶ岳林間学園 | | 学校運営課 |
| | | 興津自然学園 | | 学校運営課 |
| | 教育指導課 | めぐろ学校サポートセンター | めぐろ学校サポートセンター<br>めぐろ歴史資料館 | 教育指導課<br>生涯学習課 |

| 施設管理課 | | 施設名 | 構成施設 | 施設担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 部 | 課 | | | |
| | 生涯学習課 | 東山地区センター | 東山社会教育館<br>ひがしやま幼稚園<br>東山児童館<br>東山児童館学童保育クラブ<br>東山第二学童保育クラブ | 生涯学習課<br>学校運営課<br>子育て支援課<br>子育て支援課<br>子育て支援課 |
| | | 中央町さくらプラザ | 中央町社会教育館<br>五本木住区会議室レクリエーションホール | 生涯学習課<br>中央地区サービス事務所 |
| | | 南部地区センター | 目黒本町社会教育館<br>目黒本町図書館<br>目黒本町保育園<br>目黒本町学童保育クラブ<br>南部地区備蓄倉庫<br>目黒本町二丁目防災器具置場 | 生涯学習課<br>八雲中央図書館<br>保育課<br>子育て支援課<br>防災課<br>防災課 |
| | | 緑が丘コミュニティセンター本館 | 緑が丘文化会館<br>緑が丘図書館 | 生涯学習課<br>八雲中央図書館 |
| | | 緑が丘コミュニティセンター別館 | 緑が丘文化会館別館<br>みどりがおかこども園<br>緑が丘二丁目防災器具置場<br>緑が丘児童館<br>緑が丘児童館学童保育クラブ | 生涯学習課<br>学校運営課<br>防災課<br>子育て支援課<br>子育て支援課 |
| | | 埋蔵文化財整理室 | | 生涯学習課 |
| | | 古民家（すずめのお宿緑地公園） | | 生涯学習課 |
| | 八雲中央図書館 | めぐろ区民キャンパス | 八雲中央図書館<br>めぐろパーシモンホール<br>八雲体育館<br>心身障害者センターあいアイ館<br>セレモニー目黒<br>西部地区応急対策資機材等倉庫<br>グリーンカフェ八雲<br>めぐろ区民キャンパス防災器具置場 | 八雲中央図書館<br>文化・交流課<br>スポーツ振興課<br>障害福祉課<br>地域振興課<br>防災課<br>障害福祉課<br>防災課 |
| | | 上目黒二丁目文化公益施設 | 中目黒駅前図書館<br>中目黒 GT プラザホール<br>めぐろ観光まちづくり協会 | 八雲中央図書館<br>文化・交流課<br>産業経済・消費生活課 |
| | | 守屋図書館 | | 八雲中央図書館 |
| | | 洗足図書館 | | 八雲中央図書館 |
| | | 施設数 334 施設 | | |

資料３

## 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋　（平成 10 年法律第 117 号）

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

２　地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）」を策定するものとする。

２　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　地方公共団体実行計画の目標

三　実施しようとする措置の内容

四　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

８　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

１０　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

# 環　境　方　針

## 基本理念

目黒区は、基本構想において、「環境との共生」を基本理念の一つに掲げ、「ともにつくる　みどり豊かな　人間のまち」を、まちづくりの方向としました。

今、私たちは地球温暖化など深刻な地球環境問題に直面しており、この問題解決のため、あらゆる環境保全活動に地球規模で取り組むことが求められています。

環境への負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境を次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、そのためには、区民、事業者と区が一体となって環境負荷の少ない地域づくりに努めなければなりません。

目黒区は、「環境と共生することなしに真の人間性の尊重はあり得ない」という視点から、「環境との共生」を区政のあらゆる分野に共通する基本課題として位置付け、自らも率先して環境の保全・創出に取り組みます。

## 基本方針

1　環境に配慮した安全で快適なまちの実現をめざし、環境保全施策の推進に努めます。

2　区の事務事業における省エネルギー・省資源、廃棄物の削減・リサイクル、みどりの保全・創出、グリーン購入及び自然エネルギーの導入など、環境負荷の低減に積極的に取り組みます。

3　すべての職員が環境方針を理解し、実践することにより、低炭素社会・循環型社会の実現を目指します。

4　目黒区地球温暖化対策推進実行計画の取組みについて評価を行い、その結果を積極的に公表します。

平成２１年４月１日

目黒区長　青木 英二

資料４

# 用　語　解　説

## あ行

❖　エコドライブ

自動車等を使用するときに、不用な荷物を載せない、アイドリングをしない（アイドリング・ストップ）、急発進や急加速をしない等の、交通状況に応じた燃費のよい運転を心がけること。

❖　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

燃料資源の有効な利用を目的として、第２次石油危機後の 1979（昭和 54）年に制定された法律のこと。工場、建築物、機械器具のエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するために必要な措置等を講じている。2008（平成 20）年の改正では、従来の工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位（企業単位）でのエネルギー管理に変更され、事業者全体の１年間のエネルギー使用量が原油換算で合計 1,500KL 以上であれば、国へ届け出て、特定事業者の指定を受けることが義務付けられた。

❖　温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称のこと。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素がある。

## か行

❖　カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において削減努力をしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により埋め合わせるという考え方のこと。

❖　環境マネジメントシステム

組織や事業者が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

❖　気候変動枠組条約

　地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約のこと。大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であることを確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。

❖　基礎排出係数

　二酸化炭素排出量を求める計算に使われる係数であり、電気事業者が小売りした電気の発電に伴い排出した二酸化炭素排出量（実排出量）を販売した電力量で除した数値のこと。

　他に、別の制度である「算定・報告・公表制度」で使われる係数として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整などを行った結果に基づき算出される調整後排出係数がある。

❖　グリーン購入

　製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

❖　原油換算

　電気・ガス等の異なるエネルギーや燃料の使用量を、原油の使用量に換算すること。

## さ行

❖　再生可能エネルギー

　繰り返し継続して利用できる自然エネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料等と違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力、地熱、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等）、大規模水力及び波力、海洋温度差熱等のエネルギーを指す。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重視されている。

❖　Jークレジット制度

　省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

❖　省エネ診断

　現状のエネルギー使用量、施設や機器の運用状況等を調査し、それぞれの施設にあった省エネルギー対策を提案するサービスのこと。

❖　森林環境税（仮称）

　地方自治体が自ら森林整備事業を行い、その費用負担を幅広く住民に求める目的で、法定外目的税として導入し、徴収する税のこと。市町村が徴収したお金は、いったん国の特別会

計に払い込まれ、その後、「森林環境譲与税」（仮称）として、市町村や都道府県に配られる。

❖　裾切り方式
　あらかじめ設定した入札参加基準（二酸化炭素排出係数等）を満たした事業者の中から、落札者を決定する方式のこと。

❖　ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）
　室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味ゼロ、または概ねゼロとなる建築物のこと。

## た行

❖　太陽光発電
　太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式のこと。

❖　地球温暖化
　二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素の吸収源である森林の減少などにより地球の平均気温が上昇すること。気温上昇だけでなく海面水位の上昇や気候の急激な変化、農作物への影響や亜熱帯性伝染病の蔓延等を引き起こすことが予測され、直接・間接的に私たちの暮らしに影響を及ぼすことが懸念されている。

❖　地球温暖化係数
　二酸化炭素を基準として、温室効果ガスのそれぞれの温室効果の程度を示した値のこと。

❖　地球温暖化対策計画
　「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画のこと。

❖　地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
　地球温暖化の防止を図るため、温室効果ガスの排出抑制を定めた法律のこと。国及び地方公共団体に温室効果ガスの削減のための実行計画の策定・公表を義務付けるとともに、事業者・国民の責務、役割を明らかにしたもの。

❖　地方公共団体実行計画（事務事業編）
　地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第１項に規定されている、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について策定することとされた計画のこと。

❖　締約国会議（COP）

国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置される会議のこと。地球温暖化の分野では気候変動枠組条約締約国会議のことを指す。年 1 回会合が開かれ、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出量削減目標や枠組みについて議論される。

## な行

❖　日本の約束草案

2020（平成 32）年以降の温暖化対策に関する国の目標であり、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比 26.0%減の水準にすることとし、そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」における 2030（平成 42）年度の排出量は 2013（平成 25）年度比 40%減を目安としたもの。

## は行

❖　排出係数

一定の電気や燃料の消費等に伴って排出される温室効果ガス排出量を求めるための係数のこと。

❖　パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、気候変動抑制に関する国際的な協定のこと。196 か国全ての国の参加による地球温暖化対策への枠組みとしては世界初となり、2016（平成 28）年 11 月に発効した。

❖　フロン類

フルオロカーボン（ふっ素と炭素の化合物）の総称のこと。フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と呼んでいる。

化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されている。